

答申番号：平成26年度答申第1号、同第2号、同第3号及び同第4号
事件名：「日本経済短期大学（昭和45.8～昭和60.4）」の一部利用決定
に関する件
「日本経済短期大学（昭和61.1）」の一部利用決定に関する件
「日本経済短期大学（昭和61.1）」の一部利用決定に関する件
「日本経済短期大学（昭和61.11）」の一部利用決定に関する件
答申日：平成26年12月19日
諮問庁：独立行政法人国立公文書館
諮問番号：平成25年度諮問第2号、同第3号、同第4号及び同第5号
諮問日：平成26年3月24日

答 申 書

第1 委員会の結論

「日本経済短期大学（昭和45.8～昭和60.4）」、「日本経済短期大学（昭和61.1）」（その1）、「日本経済短期大学（昭和61.1）」（その2）及び「日本経済短期大学（昭和61.11）」（以下「本件対象文書」という。また、「日本経済短期大学（昭和61.1）」（その1）は請求番号：平9文部00205100の文書を、「日本経済短期大学（昭和61.1）」（その2）は請求番号：平9文部00206100の文書を指すものとする。）につき、別紙1の部分の利用を制限するとした決定については、諮問庁が新たに利用に供するとした別紙2の部分の他に、諮問庁がなお利用を制限すべきとしている別紙3の部分のうち、別紙4に掲げる部分を利用に供すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成25年12月6日付け国公利第807号により行った一部利用決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

なお、異議申立人は、異議申立書1ないし4、意見書1ないし5の主張

で「公開」の語句を用いているが、法に基づけば「利用に供する」が正確であるため、そのように主張しているものと解することとする。

(1) 異議申立書の記載

① 異議申立書1（平成25年度諮問第2号）

ア 原処分を取消し、利用制限部分を公開するとの決定を求める。

イ 処分庁は原処分において、「教職員の慣行として公とされていない個人識別情報は、個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」（法第16条第1項第1号イ）及び「現存する法人の印影は、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため」（法第16条第1項第1号ロ）として一部利用制限の決定を行ったが、これは以下の理由により法の解釈適用を誤った違法な処分である。

まず、個人に関する情報は、当該学校法人の評議員候補者の情報であるが、特定者1及び特定者2とも、その情報の一部は他の特定歴史公文書等により明らかであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとの主張には理由がない。

また、法人に関する情報は、当該学校法人の法人印、理事長印及び割印であるが、同一の簿冊に当該学校法人に係る法人印、理事長印及び割印が押捺された文書が存在している。利用制限に係る「理事会決議録」は昭和58年11月15日及び昭和59年3月12日開催分であり、時の経過を考慮する基準である30年を経過していないが、一方で同一文書中の「学則変更届」（昭和59年3月22日付け、亜大発58第138号）の理事長印及び割印が押捺された部分が公開されており、理事会決議録の印影のみを利用制限する必要性を認めない。また、例えば、「課程の認定・私立大学（第8冊）」（請求番号：平11文部01161100）に綴られている「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」（平成2年9月27日付け）によっても同一の印影が公開されている。また、当該短期大学印及び学長印については公開されている事実を踏まえると、当該印影を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとの処分庁の主張には理由がない。

したがって、処分庁の原処分には理由がなく、利用制限部分については公開されるべきである。

② 異議申立書2（平成25年度諮問第3号）

ア 原処分を取消し、利用制限部分を公開するとの決定を求める。

イ 処分庁は原処分において、「教員の慣行として公とされていない個人識別情報は、個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」（法第16条第1項第1号イ）及び「現存する法人の印影、法人財産にかかる情報のうち公とされていない詳細な金額、校地・校舎等に関する情報のうち登記簿に記載されていない情報は、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため」（法第16条第1項第1号ロ）として一部利用制限の決定を行ったが、これは以下の理由により法の解釈適用を誤った違法な処分である。

まず、個人に関する情報は、教員の氏名、略歴等に関する書類であるが、学長の給与額が公開されているにもかかわらず、他の教員に関しては利用制限が行われている。また、前審査の状況欄についても、学長のみ公開されており、他の教員に関しては利用制限が行われている。この利用制限については、利用決定通知書において何らの理由説明がなく、違法である。また、添付されている履歴書、教育研究業績書、職務調書、就任承諾書、所属長の承諾書及び印鑑登録証明書等について一部利用制限があるが、例えば、「課程の認定・私立大学（第8冊）」（請求番号：平11文部01161100）に綴られている「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」（平成2年9月27日付け）では、全てのこれらの情報がすべて公開されており、必ずしも同一人物は含まれないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条第1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」とは、「ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む」（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」49頁）と解釈されているところ、同種の情報として行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとの処分庁の主張には理由がない。

また、法人に関する情報は、当該学校法人の理事長印及び割印であるが、同一の利用決定に係る他の簿冊に当該学校法人に係る理事長印及び割印が押捺された文書が存在している。利用制限に係る「日本経済短期大学期間付入学定員関係学則認可申請書」（昭和60年9月27日付け）、「理事会決議録」（昭和60年3月29日開催分）は、時の経過を考慮する基準である30年を経過していないが、一方で上記「亜

細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」では既に公開されている印影であり、当該印影を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとの処分庁の主張には理由がない。また、法人財産にかかる情報のうち公にされていない詳細な金額については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）の定めにより、経常費補助を受ける学校法人は、学校法人会計基準に基づき、「消費収支計算書」「資金収支計算書」及び「貸借対照表」を作成し、公認会計士の監査を受けた後、各計算書類を文部科学省に提出しなければならない。また、当該学校法人は国庫補助金の交付を受けており、会計検査院の検査対象となっている。現在、当該学校法人のホームページでは財務情報は公開されており、当時のものを利用制限する理由は存在せず、処分庁の主張には理由がない。また、校地に関する情報も上記「細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」に記載されている情報などと照合すれば、必ずしも当該法人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられず、処分庁の主張には理由がない。

したがって、処分庁の原処分にはいずれも理由がなく、利用制限部分については公開されるべきである。

③ 異議申立書3（平成25年度諮問第4号）

ア 原処分を取消し、利用制限部分を公開するとの決定を求める。

イ 処分庁は原処分において、「教員の慣行として公とされていない個人識別情報は、個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」（法第16条第1項第1号イ）及び「現存する法人の印影、校地・校舎等に関する情報のうち登記簿に記載されていない情報は、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため」（法第16条第1項第1号ロ）として一部利用制限の決定を行ったが、これは以下の理由により法の解釈適用を誤った違法な処分である。

まず、個人に関する情報は、教員採用予定者に関する書類であるが、添付されている履歴書、教育研究業績書等について一部利用制限があるが、例えば、「課程の認定・私立大学（第8冊）」（請求番号：平11文部01161100）に綴られている「細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」（平成2年9月27日付け）では、全てのこれらの情報がすべて公開されており、必ずしも同一人物は含まれないが、行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」とは、「ある情報

と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとす合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む」（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」49頁）と解釈されているところ、同種の情報として行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとの処分庁の主張には理由がない。

また、法人に関する情報は、当該学校法人の理事長印及び割印であるが、同一の利用決定に係る他の簿冊に当該学校法人に係る理事長印及び割印が押捺された文書が存在している。利用制限に係る「日本経済短期大学経営科専攻課程設置届出書」（昭和60年9月27日付け）、「所属長の承諾書」（昭和60年9月27日付け）は、時の経過を考慮する基準である30年を経過していないが、一方で上記「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」では既に公開されている印影であり、当該印影を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとの処分庁の主張には理由がない。また、校地に関する情報についても、必ずしも当該法人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられず、処分庁の主張には理由がない。

したがって、処分庁の原処分には理由がなく、利用制限部分については公開されるべきである。

④ 異議申立書4（平成25年度諮問第5号）

ア 原処分を取消し、利用制限部分を公開するとの決定を求める。

イ 処分庁は原処分において、「教員の慣行として公とされていない個人識別情報、学生を特定する情報は、個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」（法第16条第1項第1号イ）及び「現存する法人の印影、法人財産にかかる情報のうち公にされていない詳細な金額、校地・校舎等に関する情報のうち登記簿に記載されていない情報、物品の賃貸借契約における契約先法人名は、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため」（法第16条第1項第1号ロ）として一部利用制限の決定を行ったが、これは以下の理由により法の解釈適用を誤った違法な処分である。

まず、個人に関する情報は、教員の氏名、略歴等に関する書類であるが、学長の給与額が公開されているにもかかわらず、他の教員に関しては利用制限が行われている。また、前審査の状況欄についても、学長のみ公開されており、他の教員に関しては利用制限が行われてい

る。この利用制限については、利用決定通知書において何らの理由説明がなく、違法である。また、添付されている履歴書、教育研究業績書等について一部利用制限があるが、例えば、「課程の認定・私立大学（第8冊）」（請求番号：平11文部01161100）に綴られている「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」（平成2年9月27日付け）では、全てのこれらの情報がすべて公開されており、必ずしも同一人物は含まれないが、行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」とは、「ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとすると合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む」（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」49頁）と解釈されているところ、同種の情報として行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとの処分庁の主張には理由がない。また、「昭和59年度短大卒業及落判定教授会議事録」（昭和60年2月25日開催分）に記載された学長賞（成績第1位者）及び理事長賞（成績第2位者）に係る学生氏名について利用制限が行われたが、同一の利用決定に係る他の簿冊に同議事録が利用制限なく公開されており、また、同大学が発行する広報紙においても、受賞者として氏名及び出身高等学校が公表されており、また当該広報紙は国立国会図書館等で閲覧可能であることから行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとの処分庁の主張には理由がない。

また、法人に関する情報は、当該学校法人の理事長印及び割印であるが、同一の利用決定に係る他の簿冊に当該学校法人に係る理事長印及び割印が押捺された文書が存在している。利用制限に係る「日本経済短期大学収容定員関係学則変更認可申請書」（昭和60年6月27日付け）、「理事会決議録」（昭和60年3月29日開催分）は時の経過を考慮する基準である30年を経過していないが、一方で上記「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」では既に公開されている印影であり、当該印影を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとの処分庁の主張には理由がない。また、校地に関する情報及び財務に関する情報についても、必ずしも当該法人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられず、処分庁の主張には理由がない。

したがって、処分庁の原処分には理由がなく、利用制限部分について

ては公開されるべきである。

(2) 意見書の記載

① 意見書1（平成25年度諮問第2号）

ア 諮問庁提出に係る理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

イ 個人情報について

諮問庁は、異議申立人が指摘した「他の特定歴史公文書等」を「日本経済短期大学（昭和61.1）」（その1）（請求番号：平9文部00205100）と自ら特定し、当該部分は誤って利用に供した部分であると主張する。すなわち、諮問庁は、当該利用制限部分につき、現に利用に供していることを認めており、仮に誤って利用に供しているとはいえ、法に基づき、利用決定がなされ、公開されているものであるから、法第16条第1号イに定める行政機関情報公開法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものであり、諮問庁の主張には理由がない。

ウ 法人情報について

諮問庁は、異議申立人が指摘した、本件対象文書中の「学則変更届」（昭和59年3月22日付け、亜大発58第138号）の理事長印及び契印が押捺された部分は誤って利用に供した部分であると主張する。しかしながら、同一簿冊に含まれる他の特定歴史公文書等における同一学校法人の理事長印及び契印と照合すれば、当該印影が同一のものであることは明らかであり、また、諮問庁は、当該利用制限部分につき、現に利用に供していることを認めており、仮に誤って利用に供しているとはいえ、法に基づき、利用決定がなされたものであり、現に当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する特段の事由もないことから、法第16条第1号ロに定める行政機関情報公開法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、諮問庁の主張には理由がない。

② 意見書2（平成25年度諮問第3号）

ア 諮問庁提出に係る理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

イ 個人情報について

諮問庁は、学長の給与額及び「前審査の状況」欄の学長部分が公開されるにもかかわらず、他の教員に関しては利用制限が行われていること、及び「前審査の状況」欄の利用制限については、利用決

定通知書において何らの理由説明がなく、違法であると異議申立人が指摘したことに関し、当該個人が既に死亡しており、時の経過を考慮した判断を行ったと主張し、これを理由としてその他の個人について一律に同じ判断を行うことはできないと主張するが、法第16条第1号イに定める行政機関情報公開法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の「公にすることが予定されている情報」とは、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」49頁）ものと解されており、既に死亡しているとはいえ、学長の情報が公開されているのであるから、同種の情報として公開されるべきである。なお、当該教員が以前勤務していた大学名、そこでの職位・担当科目等が記されており、「教員の慣行として公にされていない個人識別情報」と主張するが、勤務していた大学名、そこでの職位・担当科目等は所属大学等の教員プロフィール等によって知り得ることが可能であり、また他の特定歴史公文書等と照合することによって知りうることのできる情報である。

また、履歴書、教育研究業績書、職務調書、就任承諾書、印鑑登録証明書等の一部の情報についても他の特定歴史公文書等で同種の情報が利用に供されているが、例えば「課程の認定・私立大学（第8冊）」（請求番号：平11文部01161100）は、法施行以前に個別に判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできないと主張するが、法施行以前に公開されたものであっても、現に国立公文書館において利用に供されている以上、行政機関情報公開法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものであり、諮問庁の主張には理由がない。

ウ 法人情報について

諮問庁は、本件異議申立てに係る法人情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであると主張する。しかしながら、当該情報の一部も他の特定歴史公文書等において公開されているものであり、上記イで主張のとおり、法施行以前に公開されたものであっても、現に国立公文書館において利用に供されている以上、法第16条第1号ロに定める行政機関情報公開法第5条第2号イの「公にすることによ

り、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、諮問庁の主張には理由がない。

③ 意見書3（平成25年度諮問第4号）

ア 諮問庁提出に係る理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

イ 個人情報について

諮問庁は、教員の履歴書、教育研究業績書等の一部の情報について、他の特定歴史公文書等で同種の情報が利用に供されているとの異議申立人の主張について、法施行以前に個別に判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできないと主張するが、法施行以前に公開されたものであっても、現に国立公文書館において利用に供されている以上、行政機関情報公開法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものであり、諮問庁の主張には理由がない。

ウ 法人情報について

諮問庁は、異議申立人が指摘した、本件対象文書と併せて利用決定が行われた他の特定歴史公文書等において利用に供されている部分は誤って利用に供した部分であると主張する。すなわち、諮問庁は、当該利用制限部分につき、現に利用に供していることを認めており、仮に誤って利用に供しているとはいえ、法に基づき、利用決定がなされ、公開されているものであるから、法第16条第1号イに定める行政機関情報公開法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものであり、諮問庁の主張には理由がない。

また、法施行以前に個別に判断された他の特定歴史公文書等において公開されているものについても、現に国立公文書館において利用に供されているものであり、現に当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する特段の事由もないことから、法第16条第1号ロに定める行政機関情報公開法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、諮問庁の主張には理由がない。

④ 意見書4（平成25年度諮問第5号）

ア 諮問庁提出に係る理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

イ 個人情報について

諮問庁は、学長の給与額及び「前審査の状況」欄の学長部分が公開されているにもかかわらず、他の教員に関しては利用制限が行われていること、及び「前審査の状況」欄の利用制限については、利用決定通知書において何らの理由説明がなく、違法であると異議申立人が指摘したことに關し、当該個人が既に死亡しており、時の経過を考慮した判断を行ったと主張し、これを理由としてその他の個人について一律に同じ判断を行うことはできないと主張するが、法第16条第1号イに定める行政機関情報公開法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の「公にすることが予定されている情報」とは、ある情報と同種の情報公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」49頁）ものと解されており、既に死亡しているとはいえ、学長の情報が公開されているのであるから、同種の情報として公開されるべきである。なお、当該教員が以前勤務していた大学名、そこでの職位・担当科目等が記されており、「教員の慣行として公にされていない個人識別情報」と主張するが、勤務していた大学名、そこでの職位・担当科目等は所属大学等の教員プロフィール等によって知り得ることが可能であり、また他の特定歴史公文書等と照合することによって知りうることのできる情報である。

また、履歴書、教育研究業績書、職務調書、就任承諾書、印鑑登録証明書等の一部の情報についても他の特定歴史公文書等で同種の情報利用に供されているが、例えば「課程の認定・私立大学（第8冊）」（請求番号：平11文部01161100）は、法施行以前に個別に判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできないと主張するが、法施行以前に利用に供されたものであっても、現に国立公文書館において利用に供されている以上、行政機関情報公開法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものであり、諮問庁の主張には理由がない。

なお、理由説明書においては言及されていないが、異議申立人が指摘した「昭和59年度短大卒業及落判定教授会議事録（昭和60年2月25日開催分）に記載された学長賞（成績第1位者）及び理事長賞（成績第2位者）に係る学生氏名についても、他の特定歴史公文書等において利用に供されており、また、同大学が発行する広

報紙（THE ASIA）（昭60年4月10日付け、第318号）においても、受賞者として氏名及び出身高等学校が公表されており、また当該広報紙は国立国会図書館等で閲覧可能であることから行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものである。

ウ 法人情報について

諮問庁は、本件異議申立てに係る法人情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであると主張する。しかしながら、当該情報の一部は他の特定歴史公文書等において公開されているものであり、上記イで主張のとおり、法施行以前に公開されたものであっても、現に国立公文書館において利用に供されている以上、法第16条第1号ロに定める行政機関情報公開法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、諮問庁の主張には理由がない。

⑤ 意見書5（平成25年度諮問第2号ないし同第5号）

ア 諮問庁提出に係る補充理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

イ 諮問庁が新たに利用に供するとした部分について

諮問庁は、原処分において学校法人亜細亜学園に係る法人情報につき、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと主張し、利用制限を行っていたが、本件異議申立てに伴い、当該法人に意見照会を行った結果、その一部の情報を公開しても差し支えない旨の回答を得たとして、当該情報の一部を利用に供するとのことであるが、異議申立人の意見は先に提出した意見書記載のとおり、新たに利用に供するとした部分を除く、その余の部分も他の特定歴史公文書等において公開されているものと同様の情報であり、法施行以前に公開されたものであっても、現に国立公文書館において利用に供されている以上、法第16条第1項第1号ロに定める行政機関情報公開法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、諮問庁の主張には理由がない。

また、同様の理由により、なお利用制限部分である個人に関する情報についても、行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イの「法

令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び同法第5条第1号ただし書ハの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するものであり、諮問庁の主張には理由がない。

ウ 「前審査の状況」についての処分理由の追記について

諮問庁は、理由説明書における「前審査の状況」欄の処分理由の記載が不十分であったことを認め、新たに処分理由を追加した。

処分庁は、新たに利用制限理由として、教員の過去の勤務大学名、職位、担当科目等は、教員の慣行として公にされていない個人識別情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するが、当該情報は、教員の所属大学がホームページ等で公表している教員プロフィール等によって知り得ることが可能であり、また他の特定歴史公文書等と照合することによって知りうる情報のできる情報である。

また、当該教員が国立大学教員として教員資格審査を受けていた場合、当該情報は行政機関情報公開法第5条第1号ただし書ハの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する。なお、行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の「公にすることが予定されている情報」とは、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」49頁）ものと解されており、仮に私立大学教員として教員資格審査を受けていた場合であっても、国立大学教員の例に準じて同種の情報と解することができ、また、既に他の特定歴史公文書等において公開されているものと同種の情報であり、諮問庁の主張には理由がない。

エ 結語

以上、追加の処分理由を含め、再度諮問庁の主張を検討したが、いずれも理由のないものであり、原処分及び新たに利用に供するとした部分を除く、その余の部分に対する利用制限は、法の解釈適用を誤った違法な処分であることは明らかである。

したがって、本件は異議申立人主張のとおり、原処分を取消し、利用制限部分は公開されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書の記載

(1) 異議申立ての対象となった利用決定の概要

① 利用決定1（平成25年度諮問第2号）

利用請求のあった特定歴史公文書等（「日本経済短期大学（昭和45.8～昭和60.4）」請求番号：平9文部00204100）は、平成9年度に文部省（現文部科学省、以下同じ）から歴史公文書等として移管されたものである。

その内容は、昭和45年2月から昭和59年3月までの間に日本経済短期大学を運営する亜細亜学園が、学則の変更や学科の廃止等に際して文部省の認可を求めるために提出した書類を決裁文書とともに綴ったものである。

本件対象文書のうち、亜細亜学園理事会決議録に理事長印及び契印が捺印されており、添付資料として評議員候補者の略歴（氏名、生年月日、本籍、現住所、学歴、職歴で構成）が綴られている。

本件は、一部の情報について利用制限する旨の決定をした一部利用決定に対して、利用制限を取り消すことを求める旨の異議申立てがなされたものである。

② 利用決定2（平成25年度諮問第3号）

利用請求のあった特定歴史公文書等（「日本経済短期大学（昭和61.1）」（その1）、請求番号：平9文部00205100）は、平成9年度に文部省から歴史公文書等として移管されたものである。

その内容は、昭和60年9月に日本経済短期大学を運営する亜細亜学園が学則変更のために申請した書類を決裁文書とともに綴ったものである。

本件対象文書のうち、亜細亜学園による日本経済短期大学期間付入学定員関係学則変更認可申請書と理事会決議録に契印及び理事長印が捺印されており、添付資料として各種収支予算、各種資産、債権・債務、校地面積や校舎等建築別の詳細な面積・価格が分かる図表等が付されている。

また、学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（月額基本給、「前審査の状況」欄の職歴）のほか、履歴書・教員研究業績書・職務調書・就任承諾書・印鑑登録証明書（氏名、生年月日、本籍、現住所、職歴、印影、印鑑登録番号等から構成）が教員毎に綴られており、なか

には、所属長の承諾書（契印及び所属長印）が添付されているものもある。

本件は、一部の情報について利用制限する旨の決定をした一部利用決定に対して、利用制限を取り消すことを求める旨の異議申立てがなされたものである。

③ 利用決定3（平成25年度諮問第4号）

利用請求のあった特定歴史公文書等（「日本経済短期大学（昭和61.1）」（その2）、請求番号：平9文部00206100）は、平成9年度に文部省から歴史公文書等として移管されたものである。

その内容は、昭和60年9月に日本経済短期大学を運営する亜細亜学園が専攻課程の設置のために届出した書類を決裁文書とともに綴ったものである。

本件対象文書のうち、亜細亜学園による日本経済短期大学経営科専攻課程設置届出書、理事会決議録に契印及び理事長印が捺印されており、添付資料として校地面積や校舎等建築別の詳細な面積が分かる図表等が付されている。

また、履歴書・教育研究業績書・就任承諾書（氏名、生年月日、本籍、現住所、学歴、職歴、印影等により構成）が教員毎に綴られており、なかには所属長の承諾書（契印及び所属長印）が添付されているものもある。

本件は、一部の情報について利用制限する旨の決定をした一部利用決定に対して、利用制限を取り消すことを求める旨の異議申立てがなされたものである。

④ 利用決定4（平成25年度諮問第5号）

利用請求のあった特定歴史公文書等（「日本経済短期大学（昭和61.11）」請求番号：平9文部00207100）は、平成9年度に文部省から歴史公文書等として移管されたものである。

その内容は、昭和60年6月に日本経済短期大学を運営する亜細亜学園が収容定員の増加に係る学則の変更に際して文部省の認可を求めるために申請した書類を決裁文書とともに綴ったものである。

本件対象文書のうち、亜細亜学園による日本経済短期大学収容定員関係学則変更認可申請書、理事会決議録に理事長印及び契印が捺印されており、添付資料として校地面積や校舎等建物別の詳細な面積が分かる図表等がある。

また、履歴書・教育研究業績書・職務調書・就任承諾書・印鑑登録証明書（氏名、生年月日、本籍、現住所、職歴、印影等で構成）が教員毎

に綴られており、なかには所属長の承諾書（所属長印）が添付されているものもある。

本件は、一部の情報について利用制限する旨の決定をした一部利用決定に対して、利用制限を取り消すことを求める旨の異議申立てがなされたものである。

（２）利用制限をする情報とその制限理由

平成２５年度諮問第２号ないし同第５号の利用決定において利用を制限した箇所とその理由は別紙１のとおりである。

２ 補充理由説明書の記載

諮問庁として、平成２５年度諮問第３号ないし同第５号の原処分で利用制限した部分について、さらに検討した結果、下記（１）の部分については、新たに利用に供することとした。その余の部分については、引き続き利用を制限することが適当と認められる。

また、平成２５年度諮問第３号及び同第５号の「前審査の状況」については、下記（２）のとおり処分理由を追記することとした。以下、その理由を補充して説明する。

（１）新たに利用に供するとした部分

別紙２に掲げる部分については、原処分において、公にすることにより、学校法人垂細垂学園の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして利用制限を行った。今般、法第１８条第１項に基づき、同学園に対して意見照会を行った結果、これらの情報を公開して差し支えないとの回答を得たため、当該情報を利用に供することとする。

（２）「前審査の状況」についての処分理由の追記

「処分理由としては不十分な記載である」との指摘を踏まえ、処分理由に「前審査の状況」欄に記載のある事項を追記し、以下のとおり改めることとしたい。

「教員の過去の勤務大学名、職位、担当科目等は、教員の慣行として公にされていない個人識別情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」。

第４ 委員会における調査審議の経過

当委員会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成２５年度諮問第２号ないし同第５号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成２６年３月２４日 諮問の受理（平成２５年度諮問第２号ないし同第５号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同年4月16日 異議申立人から意見書1ないし4を收受
- ④ 同月18日 審議
- ⑤ 同年5月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月20日 諮問庁職員から口頭説明を聴取及び審議
- ⑦ 同年7月24日 審議
- ⑧ 同年9月11日 平成25年度諮問第2号ないし同第5号の併合及び審議
- ⑨ 同月18日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑩ 同年10月20日 異議申立人から意見書5を收受
- ⑪ 同月30日 審議
- ⑫ 同年11月28日 審議
- ⑬ 同年12月17日 審議及び答申の決定

第5 委員会の判断の理由

1 本件諮問事案について

本件対象文書は、昭和45年2月から昭和59年3月までの間に日本経済短期大学を運営する学校法人亜細亜学園（以下「学校法人」という。）が、学則の変更や学科の廃止等に際して文部省の認可を求めるために申請した書類を決裁文書とともに綴ったもの（平成25年度諮問第2号）、昭和60年9月に日本経済短期大学を運営する学校法人が学則変更のために文部省に申請した書類を決裁文書とともに綴ったもの（平成25年度諮問第3号）、昭和60年9月に日本経済短期大学を運営する学校法人が専攻課程の設置のために文部省に届出した書類を決裁文書とともに綴ったもの（平成25年度諮問第4号）及び昭和60年6月に日本経済短期大学を運営する学校法人が収容定員の増加に係る学則の変更に際して文部省の認可を求めるために申請した書類を決裁文書とともに綴ったもの（平成25年度諮問第5号）であり、文部省において保有し、法施行前の平成9年度に国立公文書館に移管されたものである。

処分庁は、本件対象文書の利用請求に対し、その一部が法第16条第1項第1号イ及びロに該当するとして利用制限する原処分を行ったが、異議申立人から本件対象文書の全部を利用に供するよう異議申立てが行われたものである。

これについて、諮問庁は、当初、原処分を妥当として諮問してきたが、その後、当委員会からの指摘等を踏まえて原処分の見直しを行った結果、別紙2に掲げる部分については、原処分を変更して新たに利用に供するとしたものの、別紙3に掲げる部分については、なお法第16条第1項第1号イ及びロに該当するとして原処分を維持することが妥当と主張している

ため、以下、諮問庁がなお利用制限すべきとしている別紙3の部分の利用制限事由該当性について検討する。

2 利用制限事由の妥当性について

(1) 個人に関する情報に係る利用制限について

本件については、以下に述べる大学教員の生年月日、本籍、現住所、学歴、職歴等が検討の対象となる。

大学等の教員が行う教育研究活動に係る個人に関する情報の取扱いについては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）において、大学等における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとするものとされていたが、さらに、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、文部科学省が平成22年文部科学省令第15号により学校教育法施行規則の一部を改正（平成23年4月1日施行）し、各大学等においても、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって自主的な公表を一層促進させる取組が進められている。

また、大学等の設置認可申請、届出に係る書類についても、大学等の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）の改正により、当該書類の情報公開の対象の拡大が図られ、同省のウェブページにおいても、一部の情報を除き公表されるなど、現在において公にする慣行が存在すると認められる。

ただし、仮に、特定の教員について、一部の情報が公表された状態で存在している場合であっても、これが個別的な事例にとどまる限りにおいては、当該公表の事実をもって個人に関する情報を利用に供すべきものとは解されず、利用請求に係る利用制限事由該当性の判断は、上記の教育研究活動との関係を踏まえて行われるべきものである。

なお、文部科学省や当該学校法人等が積極的に公にしていない個人に関する情報であっても、本件対象文書が法第2条第7項で定める特定歴史公文書等であることに鑑み、当該個人の死亡など時の経過を踏まえた考慮を併せて行うことが基本となる。

これらを踏まえて、以下のとおり、当該事由の妥当性について個々に検討することとする。

- ア 当該学校法人の評議員候補者略歴における評議員候補者の生年月日、本籍、現住所、学歴、職歴
- （ア）評議員候補者の生年月日

諮問庁は、別紙3のNo.1及びNo.6の生年月日が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会事務局職員をして確認させたところ、当該2名の個人は、学校法人が設置した大学の教員を務めており、かつ評議員にも任命されていることから、その候補者であった事実関係について、特に配慮する必要はなく、教員の個人に関する情報として判断を行うべきである。諮問庁は、当該個人が生存する個人（生死が確認できない者を含む。）又は既に死亡している個人どちらの場合であっても、教員の生年月日は利用に供しており、かつ、当委員会事務局職員をして確認させたところ、所属する学部が発行する紀要において略歴とともに掲載されている情報であることから、別紙3のNo.1及びNo.6のみ、生年月日を利用制限する特段の理由が存するとは認められない。

したがって、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められないことから、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

(イ) 評議員候補者の本籍

諮問庁は、別紙3のNo.2及びNo.7の本籍が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当該本籍は、上記（ア）のとおり、教員の個人に関する情報として判断を行うべきであり、特定の個人を識別することができるもの（行政機関情報公開法第5条第1号本文前段）であって、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの（行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イ）とは認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）とも認められない。

ただし、引き続き利用制限するとしている別紙3のNo.2及びNo.7に記載された本籍のうち、都道府県名については、諮問庁が教員についての当該都道府県名は、当該個人が生存する個人（生死が確認できない者を含む。）又は既に死亡している個人どちらの場合であっても、特定歴史公文書等が原則として利用に供すべきものとされていることを踏まえ、時の経過を考慮して利用に供していることに鑑みると、当該部分のみ例外的に利用制限する特段の理由が存するとは認められないことから、これを利用に供することは是認できる。

したがって、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該

当すると認められる当該情報が記録されている都道府県名を除いた部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

(ウ) 評議員候補者の現住所

諮問庁は、別紙3のNo.3及びNo.8の現住所が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当該現住所は、上記(ア)のとおり、教員の個人に関する情報として判断を行うべきであり、特定の個人を識別することができるもの(行政機関情報公開法第5条第1号本文前段)であって、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの(行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イ)とは認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの(同号ただし書ロ)とも認められない。

ただし、引き続き利用制限するとしている別紙3のNo.3及びNo.8に記載された現住所のうち、都道府県名については、諮問庁が教員についての当該都道府県名は、当該個人が生存する個人(生死が確認できない者を含む。)又は既に死亡している個人どちらの場合であっても、特定歴史公文書等が原則として利用に供すべきものとされていることを踏まえ、時の経過を考慮して利用に供していることに鑑みると、当該部分のみ例外的に利用制限する特段の理由が存するとは認められないことから、これを利用に供することは是認できる。

したがって、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当すると認められる当該情報が記録されている都道府県名を除いた部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

(エ) 評議員候補者の学歴

諮問庁は、別紙3のNo.4及びNo.9の学歴が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当該学歴は、上記(ア)のとおり、教員の個人に関する情報として判断を行うべきであるが、その教育研究活動と密接不可分の情報として、文部科学省の指導等により公開の促進が図られている点に留意する必要がある。

また、諮問庁は、当該個人が生存する個人(生死が確認できない者を含む。)又は既に死亡している個人どちらの場合であっても、教員の学歴は利用に供しており、かつ、当委員会事務局職員をして確認させたところ、所属する学部が発行する紀要に略歴とともに掲載

されていることから、別紙3のNo.4及びNo.9のみ、学歴を利用制限する特段の理由が存するとは認められない。

したがって、当該情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められず、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

(オ) 評議員候補者の職歴

諮問庁は、別紙3のNo.5及びNo.10の職歴が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当該職歴は、生存する個人の情報（生死が確認できない者を含む。）であり、上記（ア）のとおり、教員の個人に関する情報として判断を行うべきであるが、その教育研究活動と密接不可分の情報として、旧文部省令（大学設置基準又は短期大学設置基準）及び文部科学省の指導（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）（平成22年6月16日22文科高第236号））により、教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意して、公開の促進が図られている点を踏まえる必要がある。

さらに、当該候補者の職歴について、当委員会事務局職員をして確認させたところ、所属する学部が発行する紀要においてその大部分が略歴とともに掲載され、又はホームページ等で閲覧が可能な情報であり、これらについては、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められる。

また、当該職歴中、現職の情報については、諮問庁は、当該個人が生存する個人（生死が確認できない者を含む。）又は既に死亡している個人どちらの場合であっても、教員の現職は利用に供しており、別紙3のNo.5及びNo.10のみ、職歴欄のうち現職を利用制限する特段の理由が存するとは認められず、かつ当時においても、教員が教育研究活動を行うに当たり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の範囲にとどまるものと認められる。

したがって、当該職歴中、教育研究活動に従事する大学等の教員としての職歴部分及び当時の現職、さらに紀要等で明らかな部分については、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められず、当該情報が記録されている部分は、法第16

条第1項第1号イの利用制限事由に該当しないことから、利用に供することが妥当である。

ただし、その余の職歴については、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの（行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イ）とは認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）、さらに、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係るもの（同号ただし書ハ）とも認められないことから、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

イ 当該学校法人の学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類における教員の月額基本給、前審査の状況

(ア) 教員の月額基本給

諮問庁は、別紙3のNo.14ないしNo.16、No.18ないしNo.21、No.23ないしNo.24、No.26ないしNo.51、No.53ないしNo.59、No.61、No.201ないしNo.203、No.205ないしNo.208、No.210ないしNo.212、No.214ないしNo.241、No.243ないしNo.257及びNo.259ないしNo.263の月額基本給が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

文部科学省においては、大学等の設置認可申請、届出に係る書類の内容をウェブページにより積極的に公開しているが、教員の月額基本給に関しては公開の対象から除いており、これを公にすることを予定した法令の規定又は慣行が存するとも認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるものとも認められない。よって、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当することから、個人に関する情報として教員の月額基本給について利用制限をすることは妥当である。

しかし、当該教員について、当委員会事務局職員をして確認させたところ、一部既に死亡している個人が含まれていることを確認した。既に死亡している個人の月額基本給については、権利義務の保護を受けるべき個人が既に死亡しており、その社会的信用や評価が公になることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。仮に当該個人の遺族が存在している場合であっても、その月額基本給が遺族の世帯収入や、遺族の社会的信用や評価の全てであるともいえず、遺族の権利利益を害するものともいえないこ

とから、行政機関情報公開法第5条第1号本文後段に該当するものと認められないため、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

(イ) 教員の前審査の状況

諮問庁は、別紙3のNo.17、No.22、No.25、No.52、No.60、No.204、No.209、No.213、No.242及びNo.258の前審査の状況が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

また、諮問庁は、補充理由説明書において、利用制限を行う理由を、「教員の過去の勤務大学名、職位、担当科目等は、教員の慣行として公にされていない個人識別情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。」であると主張している。

当委員会事務局職員をして確認させたところ、前審査の状況とは、大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（昭和51年文部省令第15号）に基づく様式の一つの記載欄の名称であるが、本欄には、大学設置・学校法人審議会（旧大学設置審議会を含む。）の教員組織審査を経て大学設置基準、短期大学設置基準又は大学院設置基準に定める教員の資格があると認められた者について、教員組織審査における大学名、年月、職名及び担当授業科目名を記入することになっていた。

当委員会で見分したところ、教員組織審査における大学名及び年月については、当該教員が当時所属していた大学等が設置認可申請又は届出を行ったという一定の事実及びその年月を示す情報であるに過ぎず、個人に帰属しない情報により構成された記述であることを確認した。

職名及び担当授業科目名は個人に関する情報ではあるものの、文部科学省がウェブページにより積極的に公開する大学等の設置認可申請、届出に係る書類においても明らかとされていることから、これを公にすることを予定した法令の規定又は慣行が存すると認められる。

よって、当該前審査の状況は、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められず、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

ウ 履歴書、教育研究業績書、職務調書、就任承諾書、印鑑登録証明書における教員の本籍、現住所、住所、職歴、印影、印鑑登録番号

(ア) 教員の本籍

諮問庁は、別紙 3 のNo.62、No.71、No.82、No.93、No.100、No.106、No.111、No.117、No.123、No.133、No.139、No.146、No.152、No.158、No.163、No.168、No.173、No.179、No.186、No.193、No.264、No.274 及びNo.285 の本籍が記載されている部分が、法第 16 条第 1 項第 1 号イに該当するとしている。

ア (イ) のとおり、都道府県名を除いた当該本籍は、特定の個人を識別することができるもの（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号本文前段）として認められ、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号ただし書イ）とは認められず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）とも認められないため、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に掲げる情報に該当するものと認められる。

さらに、当該個人が既に死亡している場合であっても、遺族固有の個人に関する情報として解される余地があることから、時の経過を踏まえてもなお、当該本籍については、法第 16 条第 1 項第 1 号イの利用制限事由に該当し、生存する個人（生死が確認できない者を含む。）又は既に死亡している個人どちらの場合にあっても、諮問庁が既に利用に供している都道府県名を除く情報を利用制限した原処分を維持することが妥当である。

(イ) 教員の現住所又は住所

諮問庁は、別紙 3 のNo.63、No.70、No.72、No.80、No.83、No.92、No.94、No.101、No.107、No.112、No.118、No.124、No.134、No.140、No.147、No.153、No.159、No.164、No.169、No.174、No.180、No.187、No.194、No.265、No.273、No.275、No.283、No.286 及びNo.295 の現住所又は住所が記載されている部分が、法第 16 条第 1 項第 1 号イに該当するとしている。

ア (ウ) のとおり、都道府県名を除く当該現住所は、特定の個人を識別することができるもの（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号本文前段）として認められ、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号ただし書イ）とは認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）とも認められないことから、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に掲げる情報に該当するものと認められる。

さらに、当該個人が既に死亡している場合であっても、遺族固有

の個人に関する情報として解される余地があることから、時の経過を踏まえてもなお、当該現住所又は住所については、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、生存する個人（生死が確認できない者を含む。）または既に死亡している個人どちらの場合であっても、諮問庁が既に利用に供している都道府県名を除く情報を利用制限した原処分を維持することが妥当である。

（ウ）教員の職歴

諮問庁は、別紙3のNo.64、No.73、No.84、No.95、No.102、No.113、No.119、No.125、No.135、No.141、No.148、No.154、No.165、No.170、No.175、No.181、No.188、No.195、No.266、No.276及びNo.287の職歴が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当該教員については、上記イ（ア）のとおり、一部既に死亡している個人が含まれることを確認した。

まず、生存する個人（生死が確認できない者を含む。）の職歴については、特定の個人を識別することができるもの（行政機関情報公開法第5条第1号本文前段）として認められるが、その教育研究活動と密接不可分の情報として、旧文部省令（大学設置基準又は短期大学設置基準）及び文部科学省の指導（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）（平成22年6月16日22文科高第236号））により、教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意して、公開の促進が図られている点を踏まえる必要がある。

したがって、当該職歴中、教育研究活動に従事する大学等の教員としての職歴部分及び当時の現職については、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められず、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当しないことから、利用に供することが妥当である。

ただし、その余の職歴については、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの（行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イ）とは認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）、さらに、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係るもの（同号ただし書ハ）とも認められないことから、行政機

関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

他方、既に死亡している個人の職歴については、当該個人の権利利益を害するおそれがなく、遺族固有の個人に関する情報として解される余地はないことから、時の経過を踏まえて、教育研究活動に関わるか否かを問わず、利用に供することが妥当である。

(エ) 教員の印影

諮問庁は、別紙3のNo.65ないしNo.69、No.74ないしNo.77、No.79、No.85ないしNo.88、No.91、No.96ないしNo.98、No.103ないしNo.105、No.108ないしNo.110、No.114ないしNo.116、No.120ないしNo.122、No.126ないしNo.128、No.136ないしNo.138、No.142ないしNo.144、No.149ないしNo.151、No.155ないしNo.157、No.160ないしNo.162、No.166ないしNo.167、No.171ないしNo.172、No.176ないしNo.178、No.182ないしNo.184、No.189ないしNo.191、No.196ないしNo.198、No.267ないしNo.270、No.272、No.277ないしNo.280、No.282、No.288ないしNo.291及びNo.294の印影が押捺されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当該教員については、上記イ(ア)のとおり、一部既に死亡している個人が含まれることを確認した。

まず、生存する個人(生死が確認できない者を含む。)の印影については、行政機関情報公開法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、その固有の形状が、特定の個人を識別することができる情報として意味を有するとともに、文書が真正に作成されたことを示す認証機能を有するものと認められることから、これを公にした場合、銀行取引等に悪用される可能性を含め、当該個人の権利利益を害するおそれがある。また、当該印影について、公にする慣行があるとまでは認められないため、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も存しない。

したがって、当該印影については、行政機関情報公開法第5条第1号の不開示情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

他方、既に死亡している個人の印影については、当該個人以外に当該印影を使用することは考えにくく、上記生存者のように、当該個人の権利利益を害するおそれがないことから、行政機関情報公開法第5条第1号の不開示情報に該当するものと認められず、当該情

報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当しないことから、利用に供することが妥当である。

(オ) 教員の印鑑登録番号

諮問庁は、別紙3のNo.81、No.90、No.271、No.284及びNo.293の印鑑登録番号が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

本件は、生存する個人（生死が確認できない者を含む。）の印鑑登録番号であるが、行政機関情報公開法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、その固有の印鑑登録番号が、特定の個人を識別することができる情報として意味を有し、これを公にした場合、取引等に悪用される可能性を含め、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、当該印鑑登録番号は、公にする慣行があるとは認められないため、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も存しない。

したがって、当該印鑑登録番号については、行政機関情報公開法第5条第1号の不開示情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

なお、一部の番号については、当委員会事務局職員をして確認させたところ、印鑑登録番号ではなく、印鑑登録証明書を発行する官署が付した通し番号であることが認められた。当該通し番号は、それぞれの官署が、印鑑登録証明書発行事務上、官署内で機械的に付したものであると考えられ、これを公にしても、直ちに特定の個人を識別することができるものには当たらず、当該個人の権利利益を害するおそれもないことから、行政機関情報公開法第5条第1号の不開示情報に該当するものと認められず、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当しないことから、利用に供することが妥当である。

エ 昭和59年度短大卒業及落判定教授会議事録における学長賞授与者氏名及び理事長賞授与者氏名

諮問庁は、別紙3のNo.297の学長賞授与者氏名及び理事長賞授与者氏名が記載されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会事務局職員をして学校法人に赴いて確認させたところ、異議申立人から、学校法人の教授会議事録に記載のあった学長賞授与者氏名及び理事長賞授与者氏名と同一の情報が記載されているとの指摘

があった学校法人の広報紙「THE ASIA」は、昭和62年より「広報アジア」と改題され、現在も刊行されており、国立国会図書館への納本、学生保護者・地元マスコミ各社・高等学校への送付のほか、学内での無償配布、有償での購読も可能であること、また、現在、当該広報紙における個人情報の掲載については、当該個人的意思に反して行うことはないとのことを確認した。

そもそも、学長賞及び理事長賞は褒賞であり、例えば懲罰のように氏名を公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえず、当時においても当該個人的意思に反して取材をすることはなく、当該個人の個人情報の掲載について、同意を得ていたと史料される。

以上のことから、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められるため、行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当せず、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当するとは認められないため、利用に供することが妥当である。

(2) 法人に関する情報に係る利用制限について

本件については、学校法人の理事長印及び契印並びに当時教員が所属していた所属機関の所属長の印影が検討の対象となる。

ア 日本経済短期大学期間付入学定員関係学則認可申請書、日本経済短期大学収容定員関係学則変更認可申請書、理事会決議録及び所属長の承諾書における当該学校法人の理事長印及び契印

諮問庁は、別紙3のNo.11ないしNo.13、No.99、No.130ないしNo.132、No.145、No.200及びNo.296の学校法人理事長印及び契印が押捺されている部分が、法第16条第1項第1号ロに該当するとしている。

当委員会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果、いずれの印影も、学校法人の理事長の承認行為として真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであって、それにふさわしい形状のものであると認められた。

当該印影は、学校法人の活動において重要な役割を果たしているものであり、これが公にされると、偽造等によって学校法人理事長としての認証的機能が侵害され、学校法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあることを否定することはできない。

したがって、当該印影は、行政機関情報公開法第5条第2号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号ロの利用制限事由に該当し、利用制限をする

ことは妥当である。

イ 所属長の承諾書における所属長の印影

諮問庁は、別紙 3 の No.78、No.89、No.129、No.185、No.192、No.199、No.281 及び No.292 の所属長の印影が押捺されている部分が、法第 16 条第 1 項第 1 号ロに該当するとしている。

当委員会で見分した結果、別紙 3 の No.78、No.185 及び No.281 の印影はいずれも学校法人日通学園理事長、別紙 3 の No.89、No.192 及び No.292 の印影はいずれも学校法人明治大学理事長の承認行為として真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであって、それにふさわしい形状のものであると認められる。

当該印影は、現在も存在する上記 2 法人の活動において重要な役割を果たしているものであり、これが公にされると、偽造等によって当該法人理事長としての認証的機能が侵害され、当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあることを否定することができない。

したがって、別紙 3 の No.78、No.89、No.185、No.192、No.281 及び No.292 の所属長の印影は、行政機関情報公開法第 5 条第 2 号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、法第 16 条第 1 項第 1 号ロの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

また、別紙 3 の No.129 及び No.199 の当該印影は、昭和 60 年当時の鉄道技術研究所輸送計画研究室長の承認行為として真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであるが、当時、日本国有鉄道の研究機関であった同研究所は、昭和 62 年の日本国有鉄道の分割民営化とともに廃止され、現在は、新たに設立された公益財団法人鉄道総合技術研究所にその業務が継承されている。

したがって、当該印影は、すでに廃止された法人の情報であり、行政機関情報公開法第 5 条第 2 号に掲げる情報に該当する法人情報として保護することに値しないので、法第 16 条第 1 項第 1 号ロの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

(3) 結論

諮問庁が自ら利用に供するとした部分の他に、諮問庁が、法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びロに該当するとして、なお利用を制限するとした別紙 3 の部分のうち、別紙 4 に掲げる部分については、当該部分を利用に供した場合、法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びロの利用制限事由につき相当の理由があるとは認められないので、利用に供すべきである。

しかし、上記以外の部分については、法第 16 条第 1 項第 1 号イ及び

ロの利用制限事由につき相当の理由があると認められるので、利用を制限することが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当委員会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、原処分において、一部の個人情報や法人情報について本来利用制限すべきであったとする部分を利用に供するなど、利用決定等の処理に不適切な点が散見され、この点については、処分庁も、誤って利用決定した事実を認めている。

また、一部教員に係る現住所がある市の名称や職歴等の同一の情報について、一方では利用制限を行っているが、他方では利用に供するといった不整合が生じており、その点について十分な説明が尽くされていない。

このように本件利用決定等は過誤を含むものであって、処分庁に対する信頼を損なうものであるのみならず、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、処分庁にあっては、今後同様のことがないように正確かつ慎重な対応をすべきである。

5 本件一部利用決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の利用請求につき、その一部を法第16条第1項第1号イ及びロに該当するとして利用を制限した原処分について、諮問庁が、同条第1項第1号イ及びロに該当するとしてなお利用を制限すべきとしている別紙3の部分のうち、別紙4に掲げる部分は、同条第1項第1号イ及びロに該当せず、利用に供すべきであるが、その余の部分は、同条第1項第1号イ及びロに該当すると認められるので、利用を制限することが妥当であると判断した。

(公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会)

分科会長 三宅 弘、委員 井上 寿一、委員 野口 貴公美

別紙 1 処分庁が原処分で利用を制限した情報と制限理由

(平成 25 年度諮問第 2 号)

1 個人情報について

① 利用を制限した箇所

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁
1	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	生年月日	164
2	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	本籍	164
3	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	現住所	164
4	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	学歴	164
5	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	職歴	164
6	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	生年月日	164
7	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	本籍	164
8	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	現住所	164
9	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	学歴	164
10	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	職歴	164

※ 上記No.1 ないしNo.10 に記載された情報の裏写りである 163 頁は、「原本頁」欄には記載していない。

※ 上記No.2 ないしNo.6 及びNo.8 ないしNo.10 の一部情報が記載された 165 頁は、原本の折り込みを複写した頁であるため、「原本頁」欄には記載していない。

② 利用制限理由

本件異議申立てに係る個人情報は、非現用文書となった現在においても、教員の慣行として公とされていない個人識別情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

異議申立人が当該個人情報の一部が明らかになっていると主張する「他の特定歴史公文書等」は、「日本経済短期大学 (昭 6 1. 1)」(請求番号：平 9 文部 0 0 2 0 5 1 0 0) を指すと考えられるが、当該部分は誤って利用に供した部分である。現用の行政文書に関しても、同一の情報が原処分で開示されていることは考慮せずに、当該情報が法の定める不開示情報に該当するか否かを検討して、不開示情報に該当しないと認めたものについては開示すべきと、また、不開示情報に該当すると認めたものについては不開示妥当と判断されていることから (平成 25 年度 (行情) 答申第 2 5 8 号)、これを理由としてさらに他の部分を利用に供することはできないと判断するものである。

(法第 1 6 条第 1 項第 1 号イ該当)

2 法人情報について

① 利用を制限した箇所

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁
11	昭和 58 年 11 月 15 日理事会決議録	契印、理事長印	167
12	昭和 59 年 3 月 12 日理事会決議録	契印、理事長印	212

② 利用制限理由

本件異議申立てに係る法人情報は、現に存在する法人の印影であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

異議申立人は、本件対象文書中の「学則変更届」（昭和 59 年 3 月 22 日付け、亜大発 58 第 138 号）の理事長印及び契印が押捺された部分が公開されていることから、理事会決議録の印影のみを利用制限する必要はないと主張するが、「学則変更届」に係る部分は誤って利用に供した部分であり、上記のとおり、これを理由として他の部分をさらに利用に供することはできないと判断した。

また、他の特定歴史公文書等（課程の認定・私立大学（第 8 冊）（請求番号：平 11 文部 01161100）において同一の印影が公開されているとの指摘があるが、これは法の施行以前において判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできないと判断した。

その他、異議申立人は日本経済短期大学印及び学長印が利用に供されている事実を踏まえて利用に供するべきと主張するが、当該印影を利用に供しているのはこの短期大学が現存していないためであり、原処分の印影に係る利用制限の当否を左右するものではない。

（法第 16 条第 1 項第 1 号口該当）

（平成 25 年度諮問第 3 号）

1 個人情報について

① 利用を制限した箇所

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁
13	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中里良男）	月額基本給	39
14	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（張祥義）	月額基本給	39
15	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	月額基本給	39

16	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	前審査の状況	39
17	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（林滋）	月額基本給	40
18	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（荒井紀子）	月額基本給	40
19	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（三村芙美子）	月額基本給	40
20	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（米林喜男）	月額基本給	40
21	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（米林喜男）	前審査の状況	40
22	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（渡辺昌介）	月額基本給	40
23	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	月額基本給	40
24	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	前審査の状況	40
25	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（尾上典子）	月額基本給	40
26	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（竹下裕子）	月額基本給	41
27	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（原田規梭子）	月額基本給	41
28	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（高畠穰）	月額基本給	41
29	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（芦澤實）	月額基本給	41
30	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（尾関英正）	月額基本給	41
31	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村元）	月額基本給	41
32	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（高橋隆）	月額基本給	41
33	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（柿山隆）	月額基本給	41

34	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（後藤信幸）	月額基本給	41
35	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（花岡美智子）	月額基本給	41
36	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（碓氷悟史）	月額基本給	41
37	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（鈴木豊）	月額基本給	41
38	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（長島俊男）	月額基本給	42
39	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（池内守厚）	月額基本給	42
40	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小倉幸義）	月額基本給	42
41	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大友純）	月額基本給	42
42	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小野公一）	月額基本給	43
43	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大江宏）	月額基本給	43
44	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	月額基本給	43
45	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村建）	月額基本給	43
46	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（玉置正美）	月額基本給	43
47	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（安楽孝雄）	月額基本給	43
48	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（張美玉）	月額基本給	44
49	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（深沢英男）	月額基本給	44
50	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	月額基本給	44
51	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	前審査の状況	44

52	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幹雄）	月額基本給	44
53	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（菊谷正人）	月額基本給	44
54	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（柴田寛幸）	月額基本給	44
55	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幸三）	月額基本給	44
56	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（光成豊明）	月額基本給	44
57	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小林京子）	月額基本給	45
58	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小谷正美）	月額基本給	45
59	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	前審査の状況	46
60	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田晃久）	月額基本給	46
61	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	本籍	47
62	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	現住所	47
63	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	職歴	47
64	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	印影	48
65	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（渡辺昌介）	印影	48
66	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（渡辺昌介）	印影	55
67	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（渡辺昌介）	印影	56
68	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	印影	58
69	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	住所	58

70	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	本籍	59
71	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	現住所	59
72	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	職歴	59
73	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	印影	60
74	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（柴田寛幸）	印影	60
75	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（柴田寛幸）	印影	63-64
76	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（柴田寛幸）	印影	64
77	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	印影	66
78	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	住所	66
79	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	登録番号	66
80	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	本籍	67
81	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	現住所	67
82	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	職歴	67
83	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	印影	68
84	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（光成豊明）	印影	68
85	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（光成豊明）	印影	73
86	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（光成豊明）	印影	74
87	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	登録番号	76

88	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	印影	76
89	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	住所	76
90	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	本籍	77
91	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	現住所	77
92	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	職歴	77-78
93	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	印影	78
94	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（新井康祐）	印影	78
95	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（新井康祐）	印影	81
96	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	本籍	83
97	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	現住所	83
98	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	職歴	83
99	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	印影	84
100	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（尾関英正）	印影	84
101	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（尾関英正）	印影	85
102	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（中村元）	本籍	86
103	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（中村元）	現住所	86
104	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（中村元）	印影	87
105	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（中村元）	印影	87

106	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（中村元）	印影	88
107	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	本籍	89
108	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	現住所	89
109	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	職歴	89
110	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	印影	90
111	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（柿山隆）	印影	90
112	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（柿山隆）	印影	92
113	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	本籍	93
114	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	現住所	93
115	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	職歴	93
116	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	印影	94
117	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（深沢英男）	印影	94
118	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（深沢英男）	印影	95
119	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（小谷正美）	本籍	96
120	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等記載した書類 履歴書（小谷正美）	現住所	96
121	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（小谷正美）	職歴	96
122	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（小谷正美）	印影	97
123	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（小谷正美）	印影	97

124	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（小谷正美）	印影	100
-----	--	----	-----

② 利用制限理由

本件異議申立てに係る個人情報、非現用文書となった現在においても、教員の慣行として公とされていない個人識別情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

異議申立人は、学長の給与額及び「前審査の状況」欄の学長部分が公開されているにもかかわらず、他の教員に関しては利用制限が行われていること、及び「前審査の状況」欄の利用制限については、利用決定通知書において何らの理由説明がなく、違法であるとして、利用制限を不当としているが、学長の基本給与額及び「前審査の状況」を利用に供したのは、当該個人が既に死亡しており、時の経過を考慮した判断を行ったものであるから、これを理由としてその他の個人について一律に同じ判断を行うことはできない。また、「前審査の状況」欄には、当該教員が以前勤務していた大学名、そこでの職位・担当科目等が記されており、これを「教員の慣行として公とされていない個人識別情報」である職歴と判断して処分を行ったものである。

さらに、異議申立人は、履歴書、教育研究業績書、職務調書、就任承諾書、所属長の承諾書、印鑑登録証明書等の一部の情報については、「課程の認定・私立大学(第8冊)」(請求番号:平11文部01161100)に綴られている「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書(正規の課程)」(平成2年9月27日付け)など他の特定歴史公文書等で同種の情報が利用に供されていると主張するが、事例として取り上げられている特定歴史公文書等(請求番号:平11文部01161100)は、法の施行以前において個別に判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできない。

(法第16条第1項第1号イ該当)

2 法人情報について

① 利用を制限した箇所

No.	利用を制限するとした文書の件名等	利用制限箇所	原本頁
125	1. 学則変更認可申請書	契印、理事長印	5
126	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	理事長印	65

127	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	理事長印	75
128	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	契印、理事長印	82
129	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	所属長印	101
130	5. 校地等の概要を記載した書類	一部校地の共用部、総計面積	103-104
131	6. 校舎その他の建物の概要を記載した書類 校舎等建物面積表	一部校舎等の短大・大学専用、共用部の面積 詳細	108
132	6. 校舎その他の建物の概要を記載した書類 校舎等建物室別面積表	面積・収容人員・室数 詳細	109-115
133	6. 校舎その他の建物の概要を記載した書類 校舎	平面図	133-174
134	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 61 年度の資金収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	226-231
135	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 61 年度の消費収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	232-237
136	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 62 年度の資金収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	237-243
137	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 62 年度の消費収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	244-249
138	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (イ) 校地	校地面積及び価格	255-256、 258-259
139	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ロ) 校舎等建物	校舎等建物面積及び 価格	259-260
140	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ハ) 図書	所蔵図書の種別価格	260
141	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ニ) 教具等	教具・校具・備品の価 格	261-274
142	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ホ) 構築物	構築物の種類別価格	274-275
143	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ヘ) 車両	車両の品別価格	275

144	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (イ) 現金・貯金	預金銀行別の運用財産 (銀行名、残高等)	276-277
145	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 交換未済表	銀行別小切手の交換未済詳細額 (銀行名・支払先・金額)	278
146	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ロ) 引当資産	科目・残高・増加額・減少額の詳細	278-280
147	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ハ) 有価証券	科目・銘柄・額面・払込金額・株数・金額の詳細	281
148	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ニ) 電話加入権	科目・摘要・金額の詳細	281-282
149	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ホ) 施設利用権	科目・摘要・金額の詳細	282
150	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ヘ) 貸付金	科目	283
151	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ト) 未収入金	科目・摘要・金額の詳細	283
152	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (チ) 前払金	科目・摘要・金額の詳細	283
153	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (リ) その他の流動資産	摘要・金額の詳細	284
154	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債(1) 固定負債 (イ) 長期借入金	科目・残高・増加額・減少額の詳細	284
155	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債(2) 流動負債 (イ) 短期借入金	残高・増加額・減少額の詳細	285
156	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債(2) 流動負債 (ロ) 未払金	支払先内訳・金額の詳細	285-286
157	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債(2) 流動負債 (ハ) 前受金	科目・摘要・金額の詳細	287
158	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債(2) 流動負債 (ニ) 預り金	科目・摘要・金額の詳細	287-288
159	9. 当該学則変更に係る理事会決議録 (昭和 60 年 3 月 29 日)	契印、理事長印	331

② 利用制限理由

本件異議申立てに係る法人情報は、現に存在する法人の印影、法人財産に係る情報のうち公にされていない詳細な金額、校地・校舎等に関する情報のうち登記されていない情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

異議申立人は、「日本経済短期大学期間付入学定員関係学則認可申請書」（昭和60年9月27日付け）及び「理事会決議録」（同年3月29日開催分）で利用制限している印影が、「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」（平成2年9月27日付け）で利用に供されていると主張するが、当該特定歴史公文書等は、上記のとおり法の施行以前において個別に判断したケースである。

これに関連して、異議申立人は同一の利用決定に係る他の簿冊（請求番号：平9文部00204100）でも当該印影が利用に供されているとも主張するが、当該部分は誤って利用に供した部分である。現用の行政文書に関しても、同一の情報が原処分で開示されていることは考慮せずに、当該情報が法の定める不開示情報に該当するか否かを検討して、不開示情報に該当しないと認めたものについては開示すべきであるが、不開示情報に該当すると認めたものについては不開示妥当と判断されていることから（平成25年度（行情）答申第258号）、それを理由として他の部分をさらに利用に供することはできないと判断したものである。

次に異議申立人は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）の定めにより、経常費補助を受ける学校法人は、学校法人会計基準に基づき、「消費収支計算書」「資金収支計算書」及び「貸借対照表」を作成し、公認会計士の監査を受けた後、各計算書類を文部科学省に提出しなければならないが、また、当該学校法人は国庫補助金の交付を受けており、会計検査院の検査対象となっており、現在、当該学校法人のホームページで財務情報は公開されていることから、当時のものを利用制限する理由はないと主張する。しかしながら、文部科学省への提出書類が直ちに公開されるという前提はなく、法人財産にかかる情報のうち、ホームページ等で公にされていない詳細な金額を利用制限したことは、妥当と考える。

（法第16条第1項第1号口該当）

(平成25年度諮問第4号)

1 個人情報について

① 利用を制限した箇所

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁
160	10. 教員組織 履歴書 (渡辺昌介)	本籍	433
161	10. 教員組織 履歴書 (渡辺昌介)	現住所	433
162	10. 教員組織 履歴書 (渡辺昌介)	職歴	433
163	10. 教員組織 履歴書 (渡辺昌介)	印影	434
164	10. 教員組織 教育研究業績書 (渡辺昌介)	印影	434
165	10. 教員組織 就任承諾書 (渡辺昌介)	印影	441
166	10. 教員組織 履歴書 (新井康祐)	本籍	443
167	10. 教員組織 履歴書 (新井康祐)	現住所	443
168	10. 教員組織 履歴書 (新井康祐)	職歴	443-444
169	10. 教員組織 履歴書 (新井康祐)	印影	444
170	10. 教員組織 教育研究業績書 (新井康祐)	印影	444
171	10. 教員組織 就任承諾書 (新井康祐)	印影	447
172	10. 教員組織 履歴書 (尾関英正)	本籍	449
173	10. 教員組織 履歴書 (尾関英正)	現住所	449
174	10. 教員組織 履歴書 (尾関英正)	職歴	449
175	10. 教員組織 履歴書 (尾関英正)	印影	450
176	10. 教員組織 教育研究業績書 (尾関英正)	印影	450
177	10. 教員組織 就任承諾書 (尾関英正)	印影	451
178	10. 教員組織 履歴書 (柿山隆)	本籍	452
179	10. 教員組織 履歴書 (柿山隆)	現住所	452
180	10. 教員組織 履歴書 (柿山隆)	職歴	452
181	10. 教員組織 履歴書 (柿山隆)	印影	453
182	10. 教員組織 教育研究業績書 (柿山隆)	印影	453
183	10. 教員組織 就任承諾書 (柿山隆)	印影	455
184	10. 教員組織 履歴書 (中村元)	本籍	456
185	10. 教員組織 履歴書 (中村元)	現住所	456
186	10. 教員組織 履歴書 (中村元)	印影	457
187	10. 教員組織 教育研究業績書 (中村元)	印影	457
188	10. 教員組織 就任承諾書 (中村元)	印影	458
189	10. 教員組織 履歴書 (菊谷正人)	本籍	459
190	10. 教員組織 履歴書 (菊谷正人)	現住所	459

191	10. 教員組織	履歴書 (菊谷正人)	職歴	459
192	10. 教員組織	履歴書 (菊谷正人)	印影	460
193	10. 教員組織	教育研究業績書 (菊谷正人)	印影	460
194	10. 教員組織	履歴書 (大友純)	本籍	464
195	10. 教員組織	履歴書 (大友純)	現住所	464
196	10. 教員組織	履歴書 (大友純)	職歴	464
197	10. 教員組織	履歴書 (大友純)	印影	465
198	10. 教員組織	教育研究業績書 (大友純)	印影	465
199	10. 教員組織	履歴書 (深沢英男)	本籍	467
200	10. 教員組織	履歴書 (深沢英男)	現住所	467
201	10. 教員組織	履歴書 (深沢英男)	職歴	467
202	10. 教員組織	履歴書 (深沢英男)	印影	468
203	10. 教員組織	教育研究業績書 (深沢英男)	印影	468
204	10. 教員組織	就任承諾書 (深沢英男)	印影	469
205	10. 教員組織	履歴書 (柴田寛幸)	本籍	470
206	10. 教員組織	履歴書 (柴田寛幸)	現住所	470
207	10. 教員組織	履歴書 (柴田寛幸)	職歴	470
208	10. 教員組織	履歴書 (柴田寛幸)	印影	471
209	10. 教員組織	教育研究業績書 (柴田寛幸)	印影	471
210	10. 教員組織	就任承諾書 (柴田寛幸)	印影	474
211	10. 教員組織	履歴書 (光成豊明)	本籍	476
212	10. 教員組織	履歴書 (光成豊明)	現住所	476
213	10. 教員組織	履歴書 (光成豊明)	職歴	476
214	10. 教員組織	履歴書 (光成豊明)	印影	477
215	10. 教員組織	教育研究業績書 (光成豊明)	印影	477
216	10. 教員組織	就任承諾書 (光成豊明)	印影	482
217	10. 教員組織	履歴書 (小谷正美)	本籍	484
218	10. 教員組織	履歴書 (小谷正美)	現住所	484
219	10. 教員組織	履歴書 (小谷正美)	職歴	484
220	10. 教員組織	履歴書 (小谷正美)	印影	485
221	10. 教員組織	教育研究業績書 (小谷正美)	印影	485
222	10. 教員組織	就任承諾書 (小谷正美)	印影	488

② 利用制限理由

本件異議申立てに係る個人情報、非現用文書となった現在においても、

教員の慣行として公とされていない個人識別情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

異議申立人は、当館が所蔵する「課程の認定・私立大学（第8冊）」（請求番号：平11文部01161100）に綴られている「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書（正規の課程）」（平成2年9月27日付け）では同種の情報が利用に供されているとして利用制限を不当としているが、当該文書は法の施行以前において個別に判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできないと判断した。

（法第16条第1項第1号イ該当）

2 法人情報について

① 利用を制限した箇所

No.	利用を制限するとした文書の件名等	利用制限箇所	原本頁
223	日本経済短期大学経営科専攻課程設置届出書	理事長印	5
224	3. 専攻課程の設置に関する理事会の決議録及び教授会の議事録	契印、理事長印	10
225	5. 校地	校地面積の詳細	40-41
226	6. 校舎等建物	校舎等建築室別面積・収容人員・室数	44-50
227	6. 校舎等建物 校舎の平面図	平面図	60-101
228	10. 教員組織 所属長の承諾書	契印、理事長印	448
229	10. 教員組織 所属長の承諾書	理事長印	475
230	10. 教員組織 所属長の承諾書	理事長印	483
231	10. 教員組織 所属長の承諾書	所属長印	489

② 利用制限理由

本件異議申立てに係る法人情報は、現に存在する法人の印影、校地・校舎等に関する情報のうち登記されていない情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

異議申立人は、当該学校法人の理事長印及び契印が、本件対象文書と併せて利用決定を行った他の特定歴史公文書等（請求番号：平9文部00204100）において利用に供されているとして利用制限を不当としているが、当該部分は誤って利用に供した部分である。現用の行政文書に関しても、同一の情報が原処分で開示されていることは考慮せずに、当該情報

が法の定める不開示情報に該当するか否かを検討して、不開示情報に該当しないと認めたものについては開示すべきであるが、不開示情報に該当すると認めたものについては不開示妥当と判断されていることから（平成25年度（行情）答申第258号）、それを前提として他の部分をさらに利用に供することはできないと判断した。

また、当館が所蔵する「課程の認定・私立大学(第8冊)」(請求番号：平11文部01161100)に綴られている「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書(正規の課程)」(平成2年9月27日付け)は、上記のとおり、法の施行以前において個別に判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできないと判断した。

(法第16条第1項第1号ロ該当)

(平成25年度諮問第5号)

1 個人情報について

① 利用を制限した箇所

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁
232	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中里良男）	月額基本給	40
233	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（張祥義）	月額基本給	40
234	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	月額基本給	40
235	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	前審査の状況	40
236	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（林滋）	月額基本給	41
237	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（荒井紀子）	月額基本給	41
238	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（三村英美子）	月額基本給	41
239	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（米林喜男）	月額基本給	41
240	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（米林喜男）	前審査の状況	41

241	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（渡辺昌介）	月額基本給	41
242	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小谷正美）	月額基本給	41
243	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	月額基本給	41
244	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	前審査の状況	41
245	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（尾上典子）	月額基本給	41
246	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（竹下裕子）	月額基本給	42
247	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（原田規梭子）	月額基本給	42
248	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（高島穰）	月額基本給	42
249	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（芦澤實）	月額基本給	42
250	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（尾関英正）	月額基本給	42
251	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村元）	月額基本給	42
252	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（高橋隆）	月額基本給	42
253	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（柿山隆）	月額基本給	42
254	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（後藤信幸）	月額基本給	42
255	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（花岡美智子）	月額基本給	42
256	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（碓氷悟史）	月額基本給	42
257	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（鈴木豊）	月額基本給	42
258	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（長島俊男）	月額基本給	43

259	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（池内守厚）	月額基本給	43
260	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小倉幸義）	月額基本給	43
261	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大友純）	月額基本給	43
262	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小野公一）	月額基本給	44
263	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大江宏）	月額基本給	44
264	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小谷正美）	月額基本給	44
265	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	月額基本給	44
266	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村建）	月額基本給	44
267	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	月額基本給	44
268	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（玉置正美）	月額基本給	44
269	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（安楽孝雄）	月額基本給	44
270	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（張美玉）	月額基本給	45
271	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（深沢英男）	月額基本給	45
272	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	月額基本給	45
273	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	前審査の状況	45
274	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幹雄）	月額基本給	45
275	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田晃久）	月額基本給	45
276	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（菊谷正人）	月額基本給	45

277	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（柴田寛幸）	月額基本給	45
278	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幸三）	月額基本給	45
279	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（光成豊明）	月額基本給	45
280	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小林京子）	月額基本給	46
281	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小谷正美）	月額基本給	46
282	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大江宏）	月額基本給	46
283	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	月額基本給	46
284	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村建）	月額基本給	46
285	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	月額基本給	47
286	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（玉置正美）	月額基本給	47
287	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（安楽孝雄）	月額基本給	47
288	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	月額基本給	47
289	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	前審査の状況	47
290	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（張美玉）	月額基本給	47
291	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幹雄）	月額基本給	47
292	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田晃久）	月額基本給	47
293	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小野公一）	月額基本給	47
294	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（深沢英男）	月額基本給	47

295	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	本籍	48
296	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	現住所	48
297	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	職歴	48-49
298	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	印影	49
299	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（渡辺昌介）	印影	49
300	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（渡辺昌介）	印影	56
301	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（渡辺昌介）	印影	57
302	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	登録番号	59
303	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	印影	59
304	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	住所	59
305	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	本籍	60
306	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	現住所	60
307	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	職歴	60
308	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	印影	61
309	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（柴田寛幸）	印影	61
310	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（柴田寛幸）	印影	64-65
311	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（柴田寛幸）	印影	65-66
312	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	印影	67

313	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	住所	67
314	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	登録番号	67
315	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	本籍	68
316	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	現住所	68
317	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	職歴	68
318	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	印影	69
319	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（光成豊明）	印影	69
320	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（光成豊明）	印影	74-75
321	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（光成豊明）	印影	75-76
322	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	登録番号	77
323	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	印影	77
324	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	住所	77
325	9. 当該学則変更に係る理事会、教授会の決議録	学長賞授与者氏名、理事賞授与者氏名	302-304

② 利用制限理由

本件異議申立てに係る個人情報、非現用文書となった現在においても、教員の慣行として公とされていない個人識別情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

異議申立人は、学長の給与額及び「前審査の状況」欄の学長部分が公開されているにもかかわらず、他の教員に関しては利用制限が行われていること、及び「前審査の状況」欄の利用制限については、利用決定通知書において何らの理由説明がなく、違法であるとして、利用制限を不当としているが、学長の基本給与額及び「前審査の状況」を利用に供したのは、当

該個人が既に死亡しており、時の経過を考慮した判断を行ったものであるから、これを理由としてその他の個人について一律に同じ判断を行うことはできない。また、「前審査の状況」欄には、当該教員が以前勤務していた大学名、そこでの職位・担当科目等が記されており、これを「教員の慣行として公とされていない個人識別情報」である職歴と判断して処分を行ったものである。

さらに異議申立人は、履歴書、教育研究業績書等の一部利用制限部分について、当館が所蔵する他の文書（例えば「課程の認定・私立大学(第8冊)」（請求番号：平11文部01161100）に綴られている「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書(正規の課程)」）では同種の情報が利用に供されているとして利用制限を不当としているが、当該部分は、法の施行以前において個別に判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできない。

（法第16条第1項第1号イ該当）

2 法人情報について

① 利用を制限した箇所

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁
326	日本経済短期大学収容定員関係学則変更認可申請書	契印、理事長印	5-6
327	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	理事長印	66
328	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	理事長印	76
329	5. 校地等の概要を記載した書類	一部校地の共用部、総計面積	79-80
330	6. 校地その他の建物の概要を記した書類 校舎等建物面積表	一部校舎等の短大専用・大学専用・共用部の面積詳細、短大専用・共用部の合計面積	84-85
331	6. 校地その他の建物の概要を記した書類 校舎等建物室別面積表	面積・収容人員・室数詳細	85-91
332	6. 校地その他の建物の概要を記した書類 校地・校舎の平面図	平面図	113-154
333	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和61年度の資金収支予算書内訳	科目のうち細目別の科目名及び金額	157-163

334	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 61 年度の消費収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	164-169
335	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 62 年度の資金収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	170-175
336	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 62 年度の消費収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	176-182
337	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (イ) 校地	校地面積及び価格	196-197、 199-200
338	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ロ) 校舎等建物	校舎等建物面積及び 価格	200-201
339	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ハ) 図書	所蔵図書の種別価格	201
340	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ニ) 教具等	教具・校具・備品の価 格	202-215
341	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ホ) 構築物	構築物の種類別価格	215-216
342	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (1) 基本財産内訳 (ヘ) 車両	車両の品別価格	216
343	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (2) 運用財産 (イ) 現金・貯金	預金銀行別の運用財 産 (銀行名及び残高 等)	217-218
344	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (2) 運用財産 交換未済表	銀行別小切手の交換 未済額 (銀行名、支払 先、金額)	219
345	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (2) 運用財産 (ロ) 引当資産	科目、残高、増加額、 減少額	219-221
346	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (2) 運用財産 (ハ) 有価証券	科目、銘柄、額面、払 込金額、株数、金額	222
347	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (2) 運用財産 (ニ) 電話加入権	科目、摘要、金額	222-223
348	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (2) 運用財産 (ホ) 施設利用権	科目、摘要、金額	223
349	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (2) 運用財産 (ヘ) 貸付金	科目	224
350	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録 (2) 運用財産 (ト) 未収入金	科目、摘要、金額	224

351	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (チ) 前払金	科目、摘要、金額	224
352	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (リ) その他の流動資産	摘要、金額	225
353	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (1) 固定負債 (イ) 長期借入金	科目、残高、増加額、減少額	225
354	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (イ) 短期借入金	残高、増加額、減少額	226
355	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (ロ) 未払金	支払先内訳、金額	226-227
356	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (ハ) 前受金	科目、摘要、金額	228
357	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (ニ) 預り金	科目、摘要、金額	228-229
358	7. 経費及び維持方法を記載した書類 所用経費の調達方法の詳細を記載した書類	コンピューターリースの契約者	238-239、 241-243
359	9. 当該学則変更に係る理事会、教授会の決議録	契印、理事長印	282

② 利用制限理由

本件異議申立てに係る法人情報は、現に存在する法人の印影、法人財産に係る情報のうち公にされていない詳細な金額、校地・校舎等に関する情報のうち登記されていない情報、物品の賃貸借契約における契約先法人名であり、公にすることにより当該法人等の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

異議申立人は、当該学校法人の理事長印及び契印について、「日本経済短期大学収容定員関係学則変更認可申請書」及び「理事会決議録」では印影を利用制限しているが、「亜細亜大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書(正規の課程)」(請求番号:平11文部01161100)では既に公開されているとして利用制限を不当としているが、当該部分は、法の施行以前において個別に判断したケースであり、これを理由として他の部分を利用に供することはできない。

(法第16条第1項第1号口該当)

別紙 2 諮問庁が新たに利用に供するとした情報

(平成 25 年度諮問第 3 号)

No.	文書の件名等	諮問庁が新たに利用に供するとした箇所	原本頁
1	5. 校地等の概要を記載した書類	一部校地の共用部、総計面積	103-104
2	6. 校舎その他の建物の概要を記載した書類 校舎等建物面積表	一部校舎等の短大・大学専用、共用部の面積詳細	108
3	6. 校舎その他の建物の概要を記載した書類 校舎等建物室別面積表	面積・収容人員・室数詳細	109-115
4	6. 校舎その他の建物の概要を記載した書類 校舎の平面図	平面図	133-174
5	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 61 年度の資金収支予算書内訳	科目のうち細目別の科目名及び金額	226-231
6	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 61 年度の消費収支予算書内訳	科目のうち細目別の科目名及び金額	232-237
7	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 62 年度の資金収支予算書内訳	科目のうち細目別の科目名及び金額	237-243
8	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 62 年度の消費収支予算書内訳	科目のうち細目別の科目名及び金額	244-249
9	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (1) 基本財産内訳 (イ) 校地	校地面積及び価格	255-256、 258-259
10	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (1) 基本財産内訳 (ロ) 校舎等建物	校舎等建物面積及び価格	259-260
11	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (1) 基本財産内訳 (ハ) 図書	所蔵図書の種別価格	260
12	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (1) 基本財産内訳 (ニ) 教具等	教具・校具・備品の価格	261-274
13	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (1) 基本財産内訳 (ホ) 構築物	構築物の種類別価格	274-275
14	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (1) 基本財産内訳 (ヘ) 車両	車両の品別価格	275

15	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (イ) 現金・貯金	預金銀行別の運用財産 (銀行名及び残高等)	276-277
16	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 交換未済表	銀行別小切手の交換未済詳細額 (銀行名・支払先・金額)	278
17	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ロ) 引当資産	科目・残高・増加額・減少額の詳細	278-280
18	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ハ) 有価証券	科目・銘柄・額面・払込金額・株数・金額の詳細	281
19	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ニ) 電話加入権	科目・摘要・金額の詳細	281-282
20	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ホ) 施設利用権	科目・摘要・金額の詳細	282
21	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ヘ) 貸付金	科目	283
22	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (ト) 未収入金	科目・摘要・金額の詳細	283
23	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (チ) 前払金	科目・摘要・金額の詳細	283
24	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目録 (2) 運用財産 (リ) その他の流動資産	摘要・金額の詳細	284
25	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (1) 固定負債 (イ) 長期借入金	科目・残額・増加額・減少額の詳細	284
26	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (イ) 短期借入金	残高・増加額・減少額の詳細	285
27	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (ロ) 未払金	支払先内訳・金額の詳細	285-286
28	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (ハ) 前受金	科目・摘要・金額の詳細	287
29	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (ニ) 預り金	科目・摘要・金額の詳細	287-288

(平成25年度諮問第4号)

No.	文書の件名等	諮問庁が新たに利用 に供するとした箇所	原本頁
30	5. 校地	校地面積の詳細	40-41
31	6. 校舎等建物	校舎等建築室別面 積・収容人員・室数	44-50
32	6. 校舎等建物 校舎の平面図	平面図	60-101

(平成25年度諮問第5号)

No.	文書の件名等	諮問庁が新たに利用 に供するとした箇所	原本頁
33	5. 校地等の概要を記載した書類	一部校地の共用部、総 計面積	79-80
34	6. 校地その他の建物の概要を記した書類 校 舎等建物面積表	一部校舎等の短大専 用・大学専用・共用部 の面積詳細、短大専 用・共用部の合計面積	84-85
35	6. 校地その他の建物の概要を記した書類 校 舎等建物室別面積表	面積・収容人員・室数 詳細	85-91
36	6. 校地その他の建物の概要を記した書類 校 舎の平面図	平面図	113-154
37	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 61 年度の資金収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	157-163
38	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 61 年度の消費収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	164-169
39	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 62 年度の資金収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	170-175
40	7. 経費及び維持方法を記載した書類 昭和 62 年度の消費収支予算書内訳	科目のうち細目別の 科目名及び金額	176-182
41	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録(1)基本財産内訳(イ)校地	校地面積及び価格	196-197、 199-200
42	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録(1)基本財産内訳(ロ)校舎等建物	校舎等建物面積及び 価格	200-201
43	7. 経費及び維持方法を記載した書類 財産目 録(1)基本財産内訳(ハ)図書	所蔵図書の種別価格	201

44	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (1) 基本財産内訳 (ニ) 教具等	財産目録	教具・校具・備品の価格	202-215
45	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (1) 基本財産内訳 (ホ) 構築物	財産目録	構築物の種類別価格	215-216
46	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (1) 基本財産内訳 (ヘ) 車両	財産目録	車両の品別価格	216
47	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (イ) 現金・貯金	財産目録	預金銀行別の運用財産 (銀行名及び残高等)	217-218
48	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 交換未済表	財産目録	銀行別小切手の交換未済額 (銀行名、支払先、金額)	219
49	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (ロ) 引当資産	財産目録	科目、残高、増加額、減少額	219-221
50	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (ハ) 有価証券	財産目録	科目、銘柄、額面、払込金額、株数、金額	222
51	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (ニ) 電話加入権	財産目録	科目、摘要、金額	222-223
52	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (ホ) 施設利用権	財産目録	科目、摘要、金額	223
53	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (ヘ) 貸付金	財産目録	科目	224
54	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (ト) 未収入金	財産目録	科目、摘要、金額	224
55	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (チ) 前払金	財産目録	科目、摘要、金額	224
56	7. 経費及び維持方法を記載した書類 録 (2) 運用財産 (リ) その他の流動資産	財産目録	摘要、金額	225
57	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (1) 固定負債 (イ) 長期借入金	負債 (1)	科目、残高、増加額、減少額	225
58	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (イ) 短期借入金	負債 (2)	残高、増加額、減少額	226
59	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債 (2) 流動負債 (ロ) 未払金	負債 (2)	支払先内訳、金額	226-227

60	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債(2) 流動負債 (ハ) 前受金	科目、摘要、金額	228
61	7. 経費及び維持方法を記載した書類 負債(2) 流動負債 (ニ) 預り金	科目、摘要、金額	228-229
62	7. 経費及び維持方法を記載した書類 所用経 費の調達方法の詳細を記載した書類	コンピューターリー スの契約者	238-239、 241-243

別紙 3 諮問庁がなお利用制限を維持する情報

(平成 25 年度諮問第 2 号)

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁	理由
1	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	生年月日	164	法第 16 条第 1 項第 1 号イ
2	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	本籍	164	同上
3	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	現住所	164	同上
4	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	学歴	164	同上
5	評議員候補者略歴 (西俣昭雄)	職歴	164	同上
6	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	生年月日	164	同上
7	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	本籍	164	同上
8	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	現住所	164	同上
9	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	学歴	164	同上
10	評議員候補者略歴 (碓氷悟史)	職歴	164	同上
11	昭和 58 年 11 月 15 日理事会決議録	契印、理事長印	167	法第 16 条第 1 項第 1 号ロ
12	昭和 59 年 3 月 12 日理事会決議録	契印、理事長印	212	同上

(平成 25 年度諮問第 3 号)

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁	理由
13	1. 学則変更認可申請書	契印、理事長印	5	法第 16 条第 1 項第 1 号ロ
14	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (中里良男)	月額基本給	39	法第 16 条第 1 項第 1 号イ
15	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (張祥義)	月額基本給	39	同上
16	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (山田清市)	月額基本給	39	同上

17	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	前審査の状況	39	同上
18	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（林滋）	月額基本給	40	同上
19	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（荒井紀子）	月額基本給	40	同上
20	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（三村芙美子）	月額基本給	40	同上
21	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（米林喜男）	月額基本給	40	同上
22	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（米林喜男）	前審査の状況	40	同上
23	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（渡辺昌介）	月額基本給	40	同上
24	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	月額基本給	40	同上
25	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	前審査の状況	40	同上
26	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（尾上典子）	月額基本給	40	同上
27	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（竹下裕子）	月額基本給	41	同上
28	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（原田規梭子）	月額基本給	41	同上
29	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（高畠穰）	月額基本給	41	同上
30	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（芦澤實）	月額基本給	41	同上
31	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（尾関英正）	月額基本給	41	同上
32	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村元）	月額基本給	41	同上
33	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（高橋隆）	月額基本給	41	同上
34	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（柿山隆）	月額基本給	41	同上

35	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（後藤信幸）	月額基本給	41	同上
36	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（花岡美智子）	月額基本給	41	同上
37	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（碓氷悟史）	月額基本給	41	同上
38	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（鈴木豊）	月額基本給	41	同上
39	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（長島俊男）	月額基本給	42	同上
40	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（池内守厚）	月額基本給	42	同上
41	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小倉幸義）	月額基本給	42	同上
42	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大友純）	月額基本給	42	同上
43	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小野公一）	月額基本給	43	同上
44	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大江宏）	月額基本給	43	同上
45	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	月額基本給	43	同上
46	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村建）	月額基本給	43	同上
47	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（玉置正美）	月額基本給	43	同上
48	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（安楽孝雄）	月額基本給	43	同上
49	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（張美玉）	月額基本給	44	同上
50	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（深沢英男）	月額基本給	44	同上
51	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	月額基本給	44	同上
52	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	前審査の状況	44	同上

53	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幹雄）	月額基本給	44	同上
54	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（菊谷正人）	月額基本給	44	同上
55	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（柴田寛幸）	月額基本給	44	同上
56	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幸三）	月額基本給	44	同上
57	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（光成豊明）	月額基本給	44	同上
58	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小林京子）	月額基本給	45	同上
59	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小谷正美）	月額基本給	45	同上
60	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	前審査の状況	46	同上
61	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田晃久）	月額基本給	46	同上
62	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	本籍	47	同上
63	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	現住所	47	同上
64	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	職歴	47	同上
65	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	印影	48	同上
66	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（渡辺昌介）	印影	48	同上
67	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（渡辺昌介）	印影	55	同上
68	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（渡辺昌介）	印影	56	同上
69	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	印影	58	同上
70	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	住所	58	同上

71	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	本籍	59	同上
72	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	現住所	59	同上
73	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	職歴	59	同上
74	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	印影	60	同上
75	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（柴田寛幸）	印影	60	同上
76	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（柴田寛幸）	印影	63-64	同上
77	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（柴田寛幸）	印影	64	同上
78	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	理事長印	65	法第16条第1項第1号ロ
79	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	印影	66	法第16条第1項第1号イ
80	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	住所	66	同上
81	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	登録番号	66	同上
82	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	本籍	67	同上
83	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	現住所	67	同上
84	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	職歴	67	同上
85	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	印影	68	同上
86	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（光成豊明）	印影	68	同上

87	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（光成豊明）	印影	73	同上
88	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（光成豊明）	印影	74	同上
89	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	理事長印	75	法第16条第1項第1号ロ
90	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	登録番号	76	法第16条第1項第1号イ
91	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	印影	76	同上
92	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（光成豊明）	住所	76	同上
93	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	本籍	77	同上
94	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	現住所	77	同上
95	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	職歴	77-78	同上
96	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	印影	78	同上
97	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（新井康祐）	印影	78	同上
98	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（新井康祐）	印影	81	同上
99	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	契印、理事長印	82	法第16条第1項第1号ロ
100	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	本籍	83	法第16条第1項第1号イ
101	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	現住所	83	同上
102	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	職歴	83	同上

103	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	印影	84	同上
104	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（尾関英正）	印影	84	同上
105	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（尾関英正）	印影	85	同上
106	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（中村元）	本籍	86	同上
107	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（中村元）	現住所	86	同上
108	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（中村元）	印影	87	同上
109	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（中村元）	印影	87	同上
110	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（中村元）	印影	88	同上
111	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	本籍	89	同上
112	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	現住所	89	同上
113	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	職歴	89	同上
114	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	印影	90	同上
115	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（柿山隆）	印影	90	同上
116	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（柿山隆）	印影	92	同上
117	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	本籍	93	同上
118	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	現住所	93	同上
119	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	職歴	93	同上
120	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	印影	94	同上

121	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（深沢英男）	印影	94	同上
122	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（深沢英男）	印影	95	同上
123	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（小谷正美）	本籍	96	同上
124	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（小谷正美）	現住所	96	同上
125	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（小谷正美）	職歴	96	同上
126	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（小谷正美）	印影	97	同上
127	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（小谷正美）	印影	97	同上
128	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（小谷正美）	印影	100	同上
129	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	所属長印	101	法第16条第1項第1号ロ
130	9. 当該学則変更に係る理事会決議録(昭和60年3月29日)	契印、理事長印	331	同上

(平成25年度諮問第4号)

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁	理由
131	日本経済短期大学経営科専攻課程設置届出書	理事長印	5	法第16条第1項第1号ロ
132	3. 専攻課程の設置に関する理事会の決議録及び教授会の議事録	契印、理事長印	10	同上
133	10. 教員組織 履歴書（渡辺昌介）	本籍	433	法第16条第1項第1号イ
134	10. 教員組織 履歴書（渡辺昌介）	現住所	433	同上
135	10. 教員組織 履歴書（渡辺昌介）	職歴	433	同上
136	10. 教員組織 履歴書（渡辺昌介）	印影	434	同上

137	10. 教員組織	教育研究業績書(渡辺昌介)	印影	434	同上
138	10. 教員組織	就任承諾書(渡辺昌介)	印影	441	同上
139	10. 教員組織	履歴書(新井康祐)	本籍	443	同上
140	10. 教員組織	履歴書(新井康祐)	現住所	443	同上
141	10. 教員組織	履歴書(新井康祐)	職歴	443-444	同上
142	10. 教員組織	履歴書(新井康祐)	印影	444	同上
143	10. 教員組織	教育研究業績書(新井康祐)	印影	444	同上
144	10. 教員組織	就任承諾書(新井康祐)	印影	447	同上
145	10. 教員組織	所属長の承諾書	契印、理事長 印	448	法第16 条第1項 第1号ロ
146	10. 教員組織	履歴書(尾関英正)	本籍	449	法第16 条第1項 第1号イ
147	10. 教員組織	履歴書(尾関英正)	現住所	449	同上
148	10. 教員組織	履歴書(尾関英正)	職歴	449	同上
149	10. 教員組織	履歴書(尾関英正)	印影	450	同上
150	10. 教員組織	教育研究業績書(尾関英正)	印影	450	同上
151	10. 教員組織	就任承諾書(尾関英正)	印影	451	同上
152	10. 教員組織	履歴書(柿山隆)	本籍	452	同上
153	10. 教員組織	履歴書(柿山隆)	現住所	452	同上
154	10. 教員組織	履歴書(柿山隆)	職歴	452	同上
155	10. 教員組織	履歴書(柿山隆)	印影	453	同上
156	10. 教員組織	教育研究業績書(柿山隆)	印影	453	同上
157	10. 教員組織	就任承諾書(柿山隆)	印影	455	同上
158	10. 教員組織	履歴書(中村元)	本籍	456	同上
159	10. 教員組織	履歴書(中村元)	現住所	456	同上
160	10. 教員組織	履歴書(中村元)	印影	457	同上
161	10. 教員組織	教育研究業績書(中村元)	印影	457	同上
162	10. 教員組織	就任承諾書(中村元)	印影	458	同上
163	10. 教員組織	履歴書(菊谷正人)	本籍	459	同上
164	10. 教員組織	履歴書(菊谷正人)	現住所	459	同上
165	10. 教員組織	履歴書(菊谷正人)	職歴	459	同上
166	10. 教員組織	履歴書(菊谷正人)	印影	460	同上
167	10. 教員組織	教育研究業績書(菊谷正人)	印影	460	同上

168	10. 教員組織	履歴書 (大友純)	本籍	464	同上
169	10. 教員組織	履歴書 (大友純)	現住所	464	同上
170	10. 教員組織	履歴書 (大友純)	職歴	464	同上
171	10. 教員組織	履歴書 (大友純)	印影	465	同上
172	10. 教員組織	教育研究業績書 (大友純)	印影	465	同上
173	10. 教員組織	履歴書 (深沢英男)	本籍	467	同上
174	10. 教員組織	履歴書 (深沢英男)	現住所	467	同上
175	10. 教員組織	履歴書 (深沢英男)	職歴	467	同上
176	10. 教員組織	履歴書 (深沢英男)	印影	468	同上
177	10. 教員組織	教育研究業績書 (深沢英男)	印影	468	同上
178	10. 教員組織	就任承諾書 (深沢英男)	印影	469	同上
179	10. 教員組織	履歴書 (柴田寛幸)	本籍	470	同上
180	10. 教員組織	履歴書 (柴田寛幸)	現住所	470	同上
181	10. 教員組織	履歴書 (柴田寛幸)	職歴	470	同上
182	10. 教員組織	履歴書 (柴田寛幸)	印影	471	同上
183	10. 教員組織	教育研究業績書 (柴田寛幸)	印影	471	同上
184	10. 教員組織	就任承諾書 (柴田寛幸)	印影	474	同上
185	10. 教員組織	所属長の承諾書	理事長印	475	法第16条第1項第1号ロ
186	10. 教員組織	履歴書 (光成豊明)	本籍	476	法第16条第1項第1号イ
187	10. 教員組織	履歴書 (光成豊明)	現住所	476	同上
188	10. 教員組織	履歴書 (光成豊明)	職歴	476	同上
189	10. 教員組織	履歴書 (光成豊明)	印影	477	同上
190	10. 教員組織	教育研究業績書 (光成豊明)	印影	477	同上
191	10. 教員組織	就任承諾書 (光成豊明)	印影	482	同上
192	10. 教員組織	所属長の承諾書	理事長印	483	法第16条第1項第1号ロ
193	10. 教員組織	履歴書 (小谷正美)	本籍	484	法第16条第1項第1号イ
194	10. 教員組織	履歴書 (小谷正美)	現住所	484	同上

195	10. 教員組織 履歴書 (小谷正美)	職歴	484	同上
196	10. 教員組織 履歴書 (小谷正美)	印影	485	同上
197	10. 教員組織 教育研究業績書(小谷正美)	印影	485	同上
198	10. 教員組織 就任承諾書 (小谷正美)	印影	488	同上
199	10. 教員組織 所属長の承諾書	所属長印	489	法第16条第1項第1号ロ

(平成25年度諮問第5号)

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用制限箇所	原本頁	理由
200	日本経済短期大学収容定員関係学則変更認可申請書	契印、理事長印	5-6	法第16条第1項第1号ロ
201	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (中里良男)	月額基本給	40	法第16条第1項第1号イ
202	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (張祥義)	月額基本給	40	同上
203	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (山田清市)	月額基本給	40	同上
204	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (山田清市)	前審査の状況	40	同上
205	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (林滋)	月額基本給	41	同上
206	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (荒井紀子)	月額基本給	41	同上
207	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (三村芙美子)	月額基本給	41	同上
208	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (米林喜男)	月額基本給	41	同上
209	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (米林喜男)	前審査の状況	41	同上
210	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 (渡辺昌介)	月額基本給	41	同上

211	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小谷正美）	月額基本給	41	同上
212	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	月額基本給	41	同上
213	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	前審査の状況	41	同上
214	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（尾上典子）	月額基本給	41	同上
215	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（竹下裕子）	月額基本給	42	同上
216	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（原田規梭子）	月額基本給	42	同上
217	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（高島穰）	月額基本給	42	同上
218	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（芦澤實）	月額基本給	42	同上
219	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（尾関英正）	月額基本給	42	同上
220	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村元）	月額基本給	42	同上
221	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（高橋隆）	月額基本給	42	同上
222	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（柿山隆）	月額基本給	42	同上
223	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（後藤信幸）	月額基本給	42	同上
224	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（花岡美智子）	月額基本給	42	同上
225	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（碓氷悟史）	月額基本給	42	同上
226	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（鈴木豊）	月額基本給	42	同上
227	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（長島俊男）	月額基本給	43	同上
228	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（池内守厚）	月額基本給	43	同上

229	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小倉幸義）	月額基本給	43	同上
230	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大友純）	月額基本給	43	同上
231	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小野公一）	月額基本給	44	同上
232	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大江宏）	月額基本給	44	同上
233	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小谷正美）	月額基本給	44	同上
234	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	月額基本給	44	同上
235	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村建）	月額基本給	44	同上
236	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	月額基本給	44	同上
237	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（玉置正美）	月額基本給	44	同上
238	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（安楽孝雄）	月額基本給	44	同上
239	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（張美玉）	月額基本給	45	同上
240	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（深沢英男）	月額基本給	45	同上
241	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	月額基本給	45	同上
242	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	前審査の状況	45	同上
243	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幹雄）	月額基本給	45	同上
244	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田晃久）	月額基本給	45	同上
245	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（菊谷正人）	月額基本給	45	同上
246	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（柴田寛幸）	月額基本給	45	同上

247	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幸三）	月額基本給	45	同上
248	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（光成豊明）	月額基本給	45	同上
249	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小林京子）	月額基本給	46	同上
250	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小谷正美）	月額基本給	46	同上
251	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（大江宏）	月額基本給	46	同上
252	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	月額基本給	46	同上
253	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中村建）	月額基本給	46	同上
254	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	月額基本給	47	同上
255	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（玉置正美）	月額基本給	47	同上
256	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（安楽孝雄）	月額基本給	47	同上
257	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	月額基本給	47	同上
258	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	前審査の状況	47	同上
259	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（張美玉）	月額基本給	47	同上
260	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山口幹雄）	月額基本給	47	同上
261	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田晃久）	月額基本給	47	同上
262	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（小野公一）	月額基本給	47	同上
263	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（深沢英男）	月額基本給	47	同上
264	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	本籍	48	同上

265	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	現住所	48	同上
266	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	職歴	48-49	同上
267	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	印影	49	同上
268	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（渡辺昌介）	印影	49	同上
269	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（渡辺昌介）	印影	56	同上
270	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（渡辺昌介）	印影	57	同上
271	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	登録番号	59	同上
272	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	印影	59	同上
273	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	住所	59	同上
274	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	本籍	60	同上
275	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	現住所	60	同上
276	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	職歴	60	同上
277	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	印影	61	同上
278	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（柴田寛幸）	印影	61	同上
279	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書（柴田寛幸）	印影	64-65	同上
280	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（柴田寛幸）	印影	65-66	同上
281	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	理事長印	66	法第16条第1項第1号ロ

282	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書 (柴田寛幸)	印影	67	法第16条第1項第1号イ
283	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書 (柴田寛幸)	住所	67	同上
284	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書 (柴田寛幸)	登録番号	67	同上
285	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書 (光成豊明)	本籍	68	同上
286	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書 (光成豊明)	現住所	68	同上
287	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書 (光成豊明)	職歴	68	同上
288	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書 (光成豊明)	印影	69	同上
289	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書 (光成豊明)	印影	69	同上
290	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 職務調書 (光成豊明)	印影	74-75	同上
291	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書 (光成豊明)	印影	75-76	同上
292	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	理事長印	76	法第16条第1項第1号ロ
293	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書 (光成豊明)	登録番号	77	法第16条第1項第1号イ
294	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書 (光成豊明)	印影	77	同上
295	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書 (光成豊明)	住所	77	同上
296	9. 当該学則変更に係る理事会、教授会の決議録	契印、理事長印	282	法第16条第1項第1号ロ

297	9. 当該学則変更に係る理事会、教授会の決議録	学長賞授与者 氏名、理事長 賞授与者氏名	302-304	法第16 条第1項 第1号イ
-----	-------------------------	----------------------------	---------	----------------------

別紙 4 利用に供することが相当と判断する利用制限情報

(平成 25 年度諮問第 2 号)

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用に供すべき情報
1	評議員候補者略歴（西俣昭雄）	164 頁の「生年月日」欄
2	評議員候補者略歴（西俣昭雄）	164 頁の「本籍」欄の都道府県名
3	評議員候補者略歴（西俣昭雄）	164 頁の「現住所」欄の都道府県名
4	評議員候補者略歴（西俣昭雄）	164 頁の「学歴」欄
5	評議員候補者略歴（西俣昭雄）	164 頁の「職歴」欄の 1 行目ないし 3 行目、6 行目ないし 8 行目
6	評議員候補者略歴（碓氷悟史）	164 頁の「生年月日」欄
7	評議員候補者略歴（碓氷悟史）	164 頁の「本籍」欄の都道府県名
8	評議員候補者略歴（碓氷悟史）	164 頁の「現住所」欄の都道府県名
9	評議員候補者略歴（碓氷悟史）	164 頁の「学歴」欄
10	評議員候補者略歴（碓氷悟史）	164 頁の「職歴」欄

(平成 25 年度諮問第 3 号)

No.	利用を制限するとして文書の件名等	利用に供すべき情報
11	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	39 頁の「月額基本給」欄
12	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	39 頁の「前審査の状況」欄
13	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（米林喜男）	40 頁の「前審査の状況」欄
14	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	40 頁の「月額基本給」欄
15	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	40 頁の「前審査の状況」欄
16	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	43 頁の「月額基本給」欄
17	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	44 頁の「前審査の状況」欄
18	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	46 頁の「前審査の状況」欄

19	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（渡辺昌介）	47 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）の 3 行目
20	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	59 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
21	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	66 頁の一連番号
22	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	67 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
23	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	77 頁ないし 78 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
24	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（新井康祐）	78 頁の印影
25	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 教育研究業績書（新井康祐）	78 頁の印影
26	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 就任承諾書（新井康祐）	81 頁の印影
27	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（尾関英正）	83 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
28	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柿山隆）	89 頁の「職歴」欄（「事項」）の 1 行目 10 文字目ないし最終文字目、2 行目 1 文字目ないし 10 文字目、同頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」） 4 行目、5 行目
29	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（深沢英男）	93 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）の 2 行目
30	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（小谷正美）	96 頁の「職歴」欄（「事項」）の 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目、2 行目 28 文字目ないし 3 行目最終文字目
31	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 所属長の承諾書	101 頁の所属長印

(平成 25 年度諮問第 4 号)

No.	利用を制限するとした文書の件名等	利用に供すべき情報
32	10. 教員組織 履歴書（渡辺昌介）	433 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）の 3 行目

33	10. 教員組織 履歴書（新井康祐）	443 頁ないし 444 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
34	10. 教員組織 履歴書（新井康祐）	444 頁の印影
35	10. 教員組織 教育研究業績書（新井康祐）	444 頁の印影
36	10. 教員組織 就任承諾書（新井康祐）	447 頁の印影
37	10. 教員組織 履歴書（尾関英正）	449 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
38	10. 教員組織 履歴書（柿山隆）	452 頁の「職歴」欄（「事項」）の 1 行目 10 文字目ないし最終文字目、2 行目 1 文字目ないし 10 文字目、同頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）4 行目、5 行目
39	10. 教員組織 履歴書（菊谷正人）	459 頁の「現住所」欄の都道府県名
40	10. 教員組織 履歴書（菊谷正人）	459 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
41	10. 教員組織 履歴書（深沢英男）	467 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）の 2 行目
42	10. 教員組織 履歴書（柴田寛幸）	470 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
43	10. 教員組織 履歴書（光成豊明）	476 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
44	10. 教員組織 履歴書（小谷正美）	484 頁の「職歴」欄（「事項」）の 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目、2 行目 28 文字目ないし 3 行目最終文字目
45	10. 教員組織 所属長の承諾書	489 頁の所属長印

(平成 25 年度諮問第 5 号)

No.	利用を制限するとした文書の件名等	利用に供すべき情報
46	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	40 頁の「月額基本給」欄
47	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（山田清市）	40 頁の「前審査の状況」欄
48	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（米林喜男）	41 頁の「前審査の状況」欄

49	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	41 頁の「月額基本給」欄
50	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	41 頁の「前審査の状況」欄
51	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	44 頁の「月額基本給」欄
52	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	44 頁の「月額基本給」欄
53	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	45 頁の「前審査の状況」欄
54	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（中野正俊）	46 頁の「月額基本給」欄
55	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（新井康祐）	47 頁の「月額基本給」欄
56	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（椎木治男）	47 頁の「前審査の状況」欄
57	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（渡辺昌介）	59 頁の一連番号
58	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（柴田寛幸）	60 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
59	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 印鑑登録証明書（柴田寛幸）	67 頁の一連番号
60	4. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類 履歴書（光成豊明）	68 頁の「職歴」欄（「年月」及び「事項」）
61	9. 当該学則変更に係る理事会、教授会の決議録	302 頁ないし 304 頁の学長賞授与者氏名、理事長賞授与者氏名